

十一月二十七日（木曜日）

出席議員

欠	欠	出席議員							
三 四 番	な 議	十 七 員	十 六 員	十 五 番	十 四 番	十 三 番	十 二 番	十 一 番	十 八 番
		九 六 員	九 五 番	八 四 番	七 三 番	六 二 番	五 一 番	四 一 番	三 一 番
		高 四 員	依 三 員	宮 三 員	松 二 員	吉 一 員	か 一 員	ぐ 一 員	

宮 小 沢 田 宮 山 豪 浅 千 石 高 依 ほ 宮 松 吉 の
か ぐ

崎 林 田 中 本 田 一 川 田 沢 山 田 り 野 平 村 ち

こ れ け 香 伸 ひ の 恵 のり ゆ か ジ ゆ 雄 美 けんたろう
う い い ろ ば 美 り ゆ ひ る み 一
き 子 じ 澄 一 こ る 子 き 翼 紀 こ 郎 紀

三十三番 三十二番 三十一番 三十番 二十九番 二十八番 二十七番 二十六番 二十五番 二十四番 二十三番 二十二番 二十一番 二十番 二十九番 二十八番

関 板 山 高 海 浅 品 上 岡 松 白 名 田 市 金 たかはま
川 倉 本 山 津 田 田 崎 丸 石 取 中 村 子

け 美 一 泰 敦 保 ひ ゆ 義 昌 英 顕 と し か ね お
さ 千 で き や す と し
子 代 仁 三 子 雄 こ こ 顕 史 行 一 よ し お
き

○議長（市村やすとし） これより、日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

〔石沢のりゆき議員「議長、八番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 八番石沢のりゆき議員。

〔石沢のりゆき議員登壇〕

○石沢のりゆき議員

二〇二五年十一月区定例議会に当たり、日本共産党文京区議会議員団を代表して、区長、教育長に質問いたします。

物価高から暮らしを守ることが、今、政治が取り組むべき一番の課題です。ところが、高市首相は、五月に食料品の税率をゼロにするのは一つの考え方だと言っていた消費税の減税について、所信表明演説では一言も触れず、赤字の病院が全国で六割に上る中、医療費四兆円削減を行おうとしています。

国民の命を危険にさらす医療費四兆円削減はやめ、最も有効な物価高対策である消費税減税とインボイス廃止を区長も国に求めるべきです。伺います。

一方、高市首相は、総裁選中一言も触れなかつた、GDP比1%、十一兆円への軍事費増額を二年前倒しで今年度中に達成すると表明し、補正予算に軍事費の大増額を盛り込むことを狙っています。このまま大軍拡に突き進めば、大増税と社会保障の負担増で庶民の暮らしさは破壊されることは明らかであり、やめるよう求めるべきです。伺います。

木原官房長官は、十一月十二日の記者会見で、国是である非核三原則をめぐり、来年中に改定する安保三文書に明記すると明言しなかつた上に、事実上、核持込みを容認する見解を示しました。

非核平和都市宣言する文京区長として、非核三原則の堅持を政府に求めるべきです。伺います。

区が終戦八十周年を記念して作成した被爆体験証言映像で、五歳のときの広島での被爆体験を語った文京区原爆被害者友の会会長の村山季美枝さんは、原爆投下は「人類の敗北」で、「多くの人を犠牲にするということを実験をするかのごとくやることは許されない」と述べています。この映像を区の公式LINEなどで周知し、視聴を呼び掛け、被爆証言映像も毎年作成し、若い世代にも参加してもらうべきです。

さらに、平和マップには、東京砲兵工廠の隧道や、掲載されている他にあるお寺の戦災樹木を更に盛り込み増刷して、小・中学校の子どもたちにも配付するべしです。併せて伺います。

次に、特別養護老人ホーム千駄木の郷について、二月の本会議で、我が党が介護施設とケア労働者の雇用を守れとただした際、区長は、「後継となる事業者にも、職員の雇用の安定に極力の配慮を求める」と答弁し、決算審査特別委員会の総括質問で、区は「職員の継続雇用について最大限の配慮を求める」と答えました。

ところが、区が選考・決定した後継法人は、雇用条件について、有給休暇は四月から十月まで取得できない、夏の賞与はなし、夜間勤務は現行の拘束時間の延長と人員の削減、事務職員の基本給が十九万五千円だと最低賃金を割る可能性もあります。

また、退職金は三年後から支給で、さらに、職員選考には面談があり、七日以内に合否判定を出すとしています。これは、次期法人の経営方針に従う職員を選別することで、職員を分断し、千駄木で積み上げた職能とチームワークを壊し、ケアの質を落とすことに直結します。これでは、区長の言う、職員の雇用の安定に極力ないしは最大限の配慮を求めた結果とは到底言えないと考えますが、区の認識を伺います。

こうした中、千駄木の郷入居者の家族からは、三十九家族五十六人の連名で、区長にお願いが文書で提出されました。そこには、「千駄木の郷では職員の方々のサポートと温かい気配りで安心して生活している」、「職員の方々への信頼は絶大」、「私たちの家族の生活を守り、現職員の方々から千駄木の郷で仕事を続けようと望む声に耳を傾け、御配慮いただきたい」とあり、「職員の質は高く、勤続年数の長い方が多い」などの声が寄せられています。

このお願い文書への区長の認識を伺います。

家族の切実な要求は、現在の職員全体の雇用継続で介護の安心を継続してほしいというものです。区長は真摯に受け止め、区が全力を尽くして責任を果たすべきです。伺います。

万が一、後継法人の雇用条件で職員の雇用が守れないなら、介護福祉提供の責任を果たす立場から、千駄木の郷を筆頭に、旧区立四特別養護老人ホームを区立に戻し、介護施設とケア労働者の雇用を守るべきです。伺います。

次に、昨年度の介護保険報酬改定で、訪問介護の基本報酬が二から三%引き下げられ、訪問介護事業所の四割は赤字経営で、小規模の訪問介護事業所は存続の危機が続いています。この夏、区内の訪問介護事業所では、職員が熱中症で救急搬送される過酷な状況が起きています。

そのため、昨年度に訪問介護事業所に独自支援した世田谷区に続き、

品川区でも三千九百三十万円を補正計上し、訪問介護事業所約六十か所を対象に、一事業所当たり十二万円から二百四十万円を、今年度四月まで遡及し、支援を行います。

文京区でも早急に財政支援を行うべきです。伺います。

また、現在、区が実施する高齢者等実態調査の回答で、赤字や人手

不足などの回答が寄せられた事業所には、報告書のまとめを待たず、直ちに区職員が足を運び、実態を聞き取り、事業が成り立つよう、財政支援も含め対応するべきです。伺います。

訪問介護は、高齢者の尊厳を守り、最期までその人らしい暮らしを支える地域福祉の要です。今、業界の崩壊が静かに進んでいるこの状況は、介護業界の関係者だけでなく、地域に暮らす全ての人々にとつて大問題です。

国に来年度当初からの介護報酬引上げの緊急改定を求め、二〇二七年度の介護報酬改定で狙う利用料の二割負担の拡大、ケアプランの有料化、要介護一・二保険給付外しの三大改悪はやめるよう要求すべきで、併せて伺います。

白山の郷のデイサービス利用者が、法人撤退で昨年九月に千石の施設に移りましたが、そこも今年七月に撤退し、今は豊島区の南大塚まで行つてデイサービスを利用しています。しかも、週三日利用希望に対し、利用は週二日にとどまり、三回目はキャンセル待ちを強いられています。また、パークインソン病の方は、リハビリ目的で利用していた白山の事業所が九月末で閉所し、今は通所リハビリができない状況です。

こんな事態を招いている区内介護事業所の廃止数を、過去五年分、入所、通所、訪問に分けて示してください。

こうした実態がある一方、高齢者・介護保険事業計画の基本目標には、だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用できると宣言しています。

実際には基本目標が実現していないことについての区の認識を伺います。

次に、総合体育館は、二〇一三年三月に竣工後、東京ドーム等に指

定管理委託で開館し、直後の八月にプールのガラス製屋根がひび割れ、その後も、更衣室やシャワー・プールでのかび・さび発生やアリーナの雨漏りなど、問題が続いてきました。

十一月から始まつたプール更衣室の改修は、天井材が結露で落下寸前となり、緊急撤去したことによります。シャワー・プールエリアと更衣室を隔てる引き戸が今年五、六月から閉まらず、更衣室に湿気と熱気を侵入させ、結露させ続けたためですが、なぜ半年も放置したのか、伺います。

プールを十一月三日に視察すると、さびは全体に広がっていました。

〔石沢のりゆき議員パネルを提示〕

例えば、プールの手すりや消火栓はこのとおりです。ジャグジー・プールの手すりもさびています。また、一階からプールを見渡すガラス窓の金属製の枠も、プール内でさび付いています。プールの高湿度の空気を吸い込む部分に白い物質が発生しています。

これらに関し、区が求める業務水準に照らし、以下お答えください。

まず、更衣室の結露とかび・さび、プール内のさびや白い物質が発生する状態は、プール場内は、常に清掃及び整頓を行い、清潔を保つとの水準に達せず、後退との認識はあるか、また、白い物質は何か。

第二に、プール場内はその性質上、かびやさびが発生しやすい室場であるため、日常清掃により発生防止に努めると求めていますが、毎日日常清掃をしても、かび・さびは抑えられないと認めますか。

第三に、年一回以上の実施を求める特別清掃は、天井、照明器具、側溝、屋上樋、各部屋・廊下の通風口とその他必要な箇所が対象ですが、昨年度の実施回数と、その他の必要な箇所として特別清掃した箇所はどこか。

第四に、一階からプールを見渡すガラスの金属製の枠のプール内側

に発生するさびの除去や、このガラス面の結露防止のための空調吹き出しの点検・清掃は、足場を組むか高所作業車が必要ですが、五年間の実施回数と業務要求水準書がこの作業を求めているのか、明らかにしてください。

指定管理者の事業報告によれば、清掃・設備管理業務体制の一環として、保全計画アドバイザーと契約し、改善指示を受けますとしていますが、どんな改善指示があつたのか、全て伺います。

区は、二〇一六年九月、総合体育館のプール内の換気量増強工事の補正予算を計上しました。提案理由は環境向上で、換気量不足を認めず、区は、かび・さび発生の第三者による客観的・総合的検証を拒否したため、我が党を含め、削除修正した経過があります。

今日に至り、竣工当初からの換気量不足は明白ですが、伺います。

以上、竣工以来、ガラス割れ、かび・さび、雨漏りが続いた総合体育館の指定管理含めた第三者検証を行い、プールの大規模改修に着手すべきで、伺います。

次に、長引く物価高騰で、家賃や住宅ローン、教育費の負担が重い子育て世代の暮らしは困難が一層増しています。

三人の子を育てるシングルマザーの方は、一番上の子が大学に入学して学費が大変で、教材費・修学旅行費が無償で、大学・専門学校を対象とした返済不要の奨学金がある足立区への引っ越しを余儀なくされました。

区の若者の生活と意識に関する調査でも、三十五から三十九歳の転出が多く、人口減となっていることが明らかになり、五月の子ども・子育て委員会で多くの委員から要求された、この年代への家賃補助を実現すべきです。伺います。

こんなときこそ、日本国憲法二十六条が定める義務教育は、これを

無償とするとの規定を実現すべきで、保護者負担が重い隠れ教育費が社会問題になっています。

文部科学省の調査を基にした試算では、公立小学校六年間で約六十万円、中学校三年間で約五十一万円にもなり、文部科学省は今年六月二十五日に、学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について、各自治体に情報提供の依頼を出しました。そこで、区の回答内容を伺います。

子育て世代の負担を軽減し、文京区の子どもの権利条例案にある教育を受ける権利を保障するためにも、教育費の無償化を一層進めることが必要です。

区は就学援助制度で一定対応できていると言いますが、千葉工業大学の福嶋准教授は、「就学援助制度は申請主義で、ためらいや後ろめたさもあり、今の就学援助は限界である」と述べています。区の見解を伺います。

品川区は、全ての子どもが必要で、学校として購入するものは、保護者負担を求めず、教育委員会が購入し、現物支給しています。

党区議団は、今年の予算審査特別委員会で、教材費や修学旅行費、卒業アルバム等の保護者負担ゼロは三・七億円で実現できることを明らかにし、予算修正提案しています。区の財政調整基金や十・五億円の留保金の状況から、十分に実現可能です。

二十三区中九区で、教材費や学用品費、修学旅行等、何らかの無償化を実施しており、大学・専門学校生への返済不要の奨学金と併せ、文京区でも実施すべきです。伺います。

次に、湯島三丁目でタイ出身の十二歳の少女に性的行為を強要した経営者が逮捕されました。卑劣で絶対許せない犯罪で、人身売買し、性労働させた人権侵害に、区としても、被害者のケア含め、毅然とし

た対応が必要で、認識を伺います。

湯島三丁目では、ラブホテル反対の住民運動を受け、一九九五年に天神図書室や児童遊園を設置し、風営法上の施設の新設を排除し、女性の人権と命を守る断固とした態度を示してきた歴史があります。

区が実施する各種相談窓口や連絡先を、湯島の地元団体が実施するパトロールでも多言語チラシで配布するよう求め、伺います。

なお、国には、買春処罰と当事者の女性を不処罰にして脱性売買を支援する北欧モデルに基づく風営法改正を求めるべきです。お答えください。

次に、都道環状三号線の事業化が第四次計画で十年掛けても進まなかつたのは、この計画に合理性も住民合意もないからにほかなりません。

杉並区では、現区長になって、未整備の都市計画道路の計画がある地域ごとに、まちづくりの在り方を検証するデザイン会議を開催し、都市計画道路のデメリットを住民で議論し、運営委員も住民から募り、住民と区が一緒に進め、区長も参加し、開催は年数回に及ぶそうです。環状三号線について、九月定例議会の当区議団の質問に、区長は、具体的な影響として、「買収に伴う移転、生活再建に加えて、工法や整備形態によっては、工事期間の長期化による住環境への影響が想定される。地域内の行き来がしづらくなることにより、生活活動線や地域コミュニティへの影響が出るなどの可能性もあります」と初めて答弁しました。

「これこそが重大なデメリットで、このように考へるなら廃止しか選択肢はなく、若しくは恒久的に凍結する手段を考え、都に提案するべきです。伺います。

区長が示した具体的な影響を区民に知らせ、整備方針の改定作業中の

今こそ、廃止を求める住民・議会の声を都に届け、廃止を都に強く要求すべきです。お答えください。

次に、気象庁は、今年の夏は史上最高に暑く、約百三十年の統計データの中で断トツであり、気候変動対策への対応は待ったなしです。COP30がブラジル・ベレンで十日から始まり、パリ協定の一・五度目標達成が求められており、自治体の取組も重要です。

区の地球温暖化対策地域推進計画を今年三月見直し、CO₂排出量の削減目標を、二〇三〇年には二〇一三年度比五六%としました。

見直しに向けたパブリックコメントには、区民の声を積極的に吸い上げ、計画に反映させるため、文京区地球温暖化対策地域推進協議会に十代、二十代の若者世代の委員枠を新設することや、文京区気候若者会議を求める意見があり、また、区の推進協議会の公募区民である国際環境NGO、ジャパン・キャンペナーの伊与田昌慶氏からも、パブリックコメントの中にある、推進計画策定・検討に若者が参加する気候市民会議開催を、区は前向きに受け止め、検討するよう要望され、その上で、気候市民会議については、無作為抽出の市民の中から代表を選び、勉強しながら議論するというもので、区がやっているワーカクシヨップとは内容が違うとの指摘がありました。

しかし、エレベーターがなく、車椅子利用者や高齢者、ベビーカー利用の困難があり、全ての区民が平等に利用できる図書館環境が十分に整っておらず、高水準の図書館機能を維持するため、一刻も早く小石川図書館の建て替えに着手する必要があります。

既に昨年一月に中間まとめが出されてから一年以上が経ち、ワークショップも中断したままです。

今回の決算審査特別委員会の我が党の質問に、区民から基本計画の中間まとめに、これまでに様々な立場の皆さんから頂いた御意見・御要望、課題等について整理を進めているところでないと答弁がありました。しかし、いつまでに結論を出すつもりなのか、伺います。

現在、施設所管の三部及び企画政策部により検討し、区民意見の整理を進めているとのことです。新年度の重点施策に入れねばならないと考えます。お答えください。

なお、中間まとめの三章、五章以下は削除するよう重ねて要望し、協議会があるので、気候市民会議設置の考えはないとしています。

伺います。

しかし、区の地域推進協議会に、事業者委員として、火力発電事業者や脱炭素にとってデメリットとされる水素エネルギー導入を目指す企業の参加は、CO₂削減逆行し、区民が望む対策を打ち出せないのではないか。推進協議会とは別に気候市民会議を立ち上げるべきで

す。伺います。

次に、小石川図書館は、二〇一六年以降竣工された二十三区の同規模の図書館と比べ、蔵書数、貸出数、予約件数は最も多く、十分な資料を蔵書しています。また、文京区立図書館全体としても、人口当たりの蔵書冊数は二十三区内二位で、人口二十から二十五万人の同規模自治体と比較しても、蔵書数、貸出密度、登録率は高い水準にあります。

次に、国際バカロレア機構のプログラムによる教員研修は、二〇二四年十一月六日の総合教育会議での協議を経て、今年度から具体化されました。しかし、その際、シンポジウムや教員研修にとどまらず、研修内容実践モデル校の選定、カリキュラム開発、IB認定校との交流も行

う広範な教育事業として報告されています。

このように、特定の教育内容を教育全体と教育内容自体に深く広く波及させる事項を総合教育会議は調整・協議の対象にすることを想定しているのでしょうか。

地方教育行政法は、総合教育会議での協議事項は三つとし、教育大綱の策定と、子どもの命に関わる緊急の場合に講ずべき措置でないことは明らかです。

残るは、教育諸条件の整備その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化振興を図るため重点的に講すべき施策です。

この具体的な意味について、文部科学省地方教育行政研究会は、予算編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項と幼児教育・保育の在り方やその連携等のように、

首長と教育委員会の事務との連携が必要な事項と説明しています。

では、IB研修実施の全過程にわたり、総合教育会議を含め、区長と教育委員会との間で調整・連携を必要とするどんな事情があり、どう遂行されているのか、具体的に詳しく述べてください。

総合教育会議での協議について、文部科学省地方教育行政研究会は、教育委員会が所管する事務の重要な事項の全てを対象にしていないと説明しています。にもかかわらず、教育内容全体に関わる教員研修を協議事項とし、区長は、「最終的に世界に留学してもらう子どもたちが文京区から数多く育つてくれるのはいいこと」と述べ、シンポジウムでは、「全国学力テストの結果から、調べ学習の実情について、「これから社会を生き抜く上で課題がある」と区長の考えを述べ、教育施策上の課題設定をしました。

しかし、教育における課題設定は、学校で教員と子どもが一人一人の基礎学力の獲得とともに、人格の完成を目指し格闘する教育実践の

中で探求され、子ども自身の力で進路選択や自立の糸口を発見することに執着してこそ、希望を語り、誠実を胸に刻む教育実践へと接近できるのではないでしょうか。

政治家であるいつときの首長の発想や人間関係を通じ、特定内容の教員研修への参加を募り、参加した教員による特定のカリキュラム開発を志向することは、教育の政治的中立性を担保する教育委員会制度への重大な挑戦であり、首長による介入と言わねばなりません。区長、教育長の見解を求めます。

なお、昨年十一月の総合教育会議以前の段階で、IBプログラムによる何らかの事業実施が検討されたはずですが、府内で最初に提案したのは区長部局、教育局のどちらであり、その具体的な内容と経緯、時期をお答えください。

次に、九月の決算審査特別委員会で、民泊制度スタート当初と現在とで、民泊をめぐる状況の変化について、複数の会派が指摘しました。最近は、建物一棟丸ごとの民泊計画が持ち上がり、ごみや騒音などへの区民の不安が強まっています。それに加え、新規開業の民泊事業者は、個人から法人へ、場所は個人宅から集合住宅へシフトしています。

住民の要求や不安がどう変化しているかの認識と、区内の民泊の件数、個人運営と法人運営の民泊件数の過去五年間の推移を伺います。さらに、民泊とフロントのないホテルの新規開設に関する住民の相談件数、既存施設への苦情件数も、過去五年分、年度ごとに併せてお答えください。

最近、複数の区が民泊開設条件の規制強化の検討を始め、豊島区も条例改正を準備しています。廣岡裕一和歌山大学元教授は、十月二十八日付の東京新聞で、「最も重要なのは平穏な住環境の確保で、規制

すべきことは規制した方がいい」と述べ、決算審査特別委員会で、区も、民泊の営業可能日数について「制限は可能」と答弁しています。そこで、中央区、荒川区、目黒区、江東区のように、区内全域で週二日に制限し、中央区のように、新規開設時には説明会を開催すること、民泊営業の標識は建物の出入口に見えるように掲示するよう義務付けること、また、強化した規制の遡及適用の検討を含め、併せて伺います。

次に、千石駅など区内全駅での二か所目のエレベーター設置求め、伺います。

先日、千石駅の本駒込側で、「白山通りを渡らないとエレベーターが使えない。九十代の親は信号が変わらないうちに渡るのが難しい。本駒込側にもエレベーターを設置してほしい」との声が寄せられました。

子育て世代の男性からも、「ベビーカーでエレベーターがある千石一丁目側まで移動するのは大変なので、本駒込側にエレベーターを」との要望が寄せられました。

エレベーターが一基しかない地下鉄駅に二基目のエレベーターを設置することは、世代を超えた願いです。

都営地下鉄の千石駅、白山駅、水道橋駅、東京メトロの千駄木駅、根津駅、湯島駅、江戸川橋駅に二か所目のエレベーターを設置するよう、区から事業者に強く求めるとともに、土地確保や財政支援含め、強力に後押しするべきです。伺います。

区の次期バリアフリー基本構想では、区内全駅で、少なくとも五年以内に二基目のエレベーター設置を実現することを明記し、都や東京メトロと協働し推進すべきで、伺います。

次に、総合戦略の課題解決に向け、福祉や教育の諸要求を充足させ

るために、土地・建物の確保が必要と指摘してきましたが、大塚四丁目の音楽大学敷地六千四百平方メートルや小日向台町小学校隣地二百四十平方メートルに続き、音楽大学敷地隣の七百三十九平方メートルと根津二丁目にも、藍染保育園の建て替え中の仮園舎用敷地三百七十五平方メートルを購入する方針が決まりました。

これらは、区財政が潤沢・順調との我が党の指摘を裏付けるものですが、購入費は利払いを伴う区債だけでなく、基金活用や留保金の運用の改善、分割払い等も併せて検討すべきで、伺います。

また、資金調達先は、信用金庫など、地元の中小金融機関も含め、地域経済振興の視点を持つべきです。お答えください。

以上で私の質問を終わります。

答弁のいかんによつては再質問を留保いたします。
御清聴誠にありがとうございました。

〔成澤廣修区長登壇〕

○議長（成澤廣修） 石沢議員の御質問にお答えします。

最初に、国への要望等に関する御質問にお答えします。

まず、減税等についてのお尋ねですが、消費税減税及びインボイス制度等については、国において議論がなされるべきものであり、国に対し、意見を申し上げる考えはございません。

また、防衛費については、国において議論されるべきものと認識しております、区として意見を申し上げる考えはございません。

次に、平和についてのお尋ねですが、非核三原則については、区として個別に意見を申し上げる考えはございませんが、平和首長会議の一員として、引き続き、核兵器廃絶や世界の恒久平和等の確立に向け

た取組を推進してまいります。

被爆者証言映像については、本年度終戦八十年事業として制作したものであり、八月に開催した区民平和のつどいで上映したほか、現在はホームページでも公開しております。

同様の映像を毎年制作する考えはございませんが、今後、区の平和事業において今回制作した映像を上映するなど、多くの方々に御覧いただけるよう努めてまいります。

なお、平和マップについては、これまで区の平和事業等において配布しており、今後、必要に応じて掲載内容を見直すとともに、見直しの際には、小・中学校も含め、改めて広く周知してまいります。

次に、千駄木の郷についての御質問にお答えします。

職員の雇用については、雇用主である事業者により適切に対応されることが前提であり、その上で、雇用の安定への配慮がなされるものと認識しております。

職員の雇用条件は、次期運営法人の判断によりますが、複数回の説明会を開催した後、個別面談を実施するなど、現運営法人の職員の積極的な採用に向けて、今後も丁寧に対応していくと聞いております。

区としても、引き続き、雇用の安定に極力配慮していただけるよう求めてまいります。

また、法人の交代に当たって、利用者及び御家族から、現在の職員の雇用状況について、御心配の声を頂いております。次期運営法人からは、御家族等からの「お願い」の文書に対して丁寧な対応を行うと聞いており、区としても、介護サービスが安定的に提供されるよう、適切な支援に努めてまいります。

なお、旧区立特別養護老人ホームを区立として運営する考えはございません。

次に、介護保険事業者支援等に関する御質問にお答えします。

まず、介護報酬改定についてのお尋ねですが、訪問介護を始めとした介護保険サービスは、介護報酬等により運営されることが基本であり、国に対して、安定的な事業運営が可能となる報酬とするよう、区長会を通じ、全国市長会から要望しております。

また、区としても、介護職員向けの家賃補助や研修費用補助、物価高騰対策への支援等を実施しているところです。

そのため、現時点において、介護報酬について、減収分を補填することは考えておりませんが、国や他自治体の動向を注視しながら、引き続き介護サービス事業者への適切な支援を行うなど、介護保険制度の安定的な運営に努めてまいります。

なお、高齢者等実態調査での赤字や人手不足などといった回答のみで、事業者への財政支援を行う考えはございません。

次に、介護保険制度についてのお尋ねですが、制度の根幹となる介護報酬や利用者負担割合等については、国において議論がなされるべきものであり、区として意見を申し上げる考えはございません。

次に、介護保険サービス事業者についてのお尋ねですが、都が指定を行う事業所の廃止件数については把握しておりませんが、区が指定を行う介護サービス事業所で、令和二年度以降の五年間で廃止した件数は、地域密着型通所介護一件、認知症対応型通所介護二件となり、入所系施設及び訪問の廃止はありません。

次に、高齢者・介護保険事業計画についてのお尋ねですが、区は、保険者として地方公共団体に求められる責務を果たすため、法の目的にのっとり、被保険者が、可能な限り住み慣れた地域で安定的に介護サービスを受けることができるよう、高齢者・介護保険事業計画を策定し、三年の計画期間ごとに内容を見直しながら、制度の安定や持続

可能性の確保に努めているところです。

引き続き、介護保険制度の適切な運営に向けて、地域福祉推進協議会及び高齢者・介護保険部会等における議論などを通じて、計画を推進してまいります。

次に、総合体育館に関する御質問にお答えします。

まずは、総合体育館を御利用の皆様を始めとする区民の皆様に、御不便・御迷惑をお掛けしていることをおわび申し上げます。

プール場や更衣室を含む地下休場エリアについては、現在、来月三日の利用再開に向けて準備を進めております。

次に、更衣室の引き戸についてのお尋ねですが、更衣室の引き戸については、不具合発生後、応急処置を行い、速やかに工事に向けた準備を進め、着手しており、適切な対応をしているものと認識しております。

次に、プール場内の清掃についてのお尋ねですが、白い物質については、プール水の消毒用塩素が結晶となり付着したものである可能性が高いと思われます。また、水を貯めて使用するという施設の性質上、一部でさび等が発生しております。

日常清掃は人の手による清掃であり、可能な限りの発生防止がなされているものと認識しておりますが、引き続き、清潔で安全な施設環境の維持に努めてまいります。

次に、特別清掃についてのお尋ねですが、特別清掃は、天井や通風口等の指定する箇所について、年一回実施しております。

その他の必要な箇所として、昨年度は、還水槽清掃やジャグジー水槽配管の洗浄作業、シャワーヘッド清掃を実施しております。

次に、高所作業清掃についてのお尋ねですが、高所作業が必要となる清掃については、業務要求水準書に定めがないため、この五年間に

おいては実施しておりません。

次に、保全計画アドバイザーについてのお尋ねですが、保全計画アドバイザーは、区の業務要求水準とは別に、指定管理者独自の取組として行っているものです。

これまで、施設常駐者の法定点検手順や自動火災警報器に連動する設備の復旧方法等について一部指摘がなされ、それぞれ改善を行ったと聞いております。

次に、プールの換気量不足等についてのお尋ねですが、総合体育館のプールの換気量については、法定基準を確保しており、第三者検証を行う考えはございません。

現在のかびやさびは、近年の猛暑による冷房への負荷等、複合的な要因により発生したものと認識しております。

なお、大規模改修については、公共施設等総合管理計画に基づき進めています。

次に、子育て世帯の住宅支援についての御質問にお答えします。

区では、文京すまいるプロジェクトなど、若者を含め、住宅の確保に特に配慮が必要な方への支援を行っているところであり、定住促進を目的とした新たな家賃補助等の創設については、人口の回復や住宅ストックの増加等を踏まえ、実施する考えはございません。

次に、湯島三丁目における事件についての御質問にお答えします。今回の事案は、被害少女の人権を侵害する悪質な事案であり、現在も警察による捜査が継続していると報道されております。

あらゆる暴力の根絶と、生涯を通じた心と身体の健康の支援は重要なとの認識から、区では、人権侵害に対する相談や支援、啓発活動に取り組んでおり、心のケアが必要となつた児童等に対する相談・支援体制の強化も図っております。

また、多言語に対応したチラシの配布については、地域のパトロールを行っている湯島地区環境浄化推進委員会と、今後、意見交換を行つてまいります。

なお、現在、国において、本事案に係る関係法令の規制の在り方について検討を行つてることから、区として法改正を要望する考えはございません。

次に、環状三号線についての御質問にお答えします。

環状三号線については、本区への影響も極めて大きいことから、区として慎重に対応すべきものとの考えに変わりはありません。

今後とも、地域と区民の理解が得られる計画にしていくよう、都に強く申し入れてまいります。

次に、地球温暖化対策についての御質問にお答えします。

本年三月に見直しを行つた地球温暖化対策地域推進計画は、策定過程においてワークショップを開催し、区内の大学生と意見交換を行うとともに、計画素案の意見募集では、区内の小・中学生から二百四十分件を超える御意見を頂き、環境に対する興味や考え方の把握に努めてまいりました。

さらに、区内十一大学が参加するサステナビリティに関する意見交換会における若者の意見も踏まえ、様々な地球温暖化対策を進めております。

引き続き、若者からの意見聴取を行うとともに、公募による区民が

参加する地球温暖化対策地域推進協議会を中心検討を進めるため、

現時点で気候市民会議を設置する考えはございません。

なお、当該協議会委員にエネルギー事業者を迎えることは、最新の技術的な助言を受けることで、実現可能性の高い地球温暖化対策の検討に資するものと考えております。

次に、総合教育会議についての御質問にお答えします。

探究的な学びの視点を踏まえた学習指導要領の実施については、試行錯誤しながら教育現場で実践されているものと認識しております。

昨年度の総合教育会議においては、教育委員会から、子どもたちが探求心を持ち、世界を理解するとともに、平和な世界の実現に貢献できる能力等を育むことが重要であることから、国際バカロレア機構との連携を議題とした旨の提案を受けました。

本事業の実施においては、一定規模の予算が必要であるとともに、区と国際バカロレア機構との間で覚書を締結することを想定していたため、総合教育会議の議題としたものです。

また、会議においては、自由な意見交換を行い、会議で調整がついた事項については、それぞれがその結果を尊重して事務を執行しております。

なお、本事業は、教育委員会の判断で事業化され、現在も実施されていることから、教育への介入であるとの御指摘は当たらないものと認識しております。

次に、住宅宿泊事業に関する御質問にお答えします。

まず、状況等についてのお尋ねですが、住宅宿泊事業について近隣住民から寄せられる意見は、ごみ処理や騒音、喫煙に関するものが多く、件数は増加傾向にあります。その内容に大きな変化はございません。

民泊を届け出ている施設数については、令和三年度八十三件、うち法人事業者四十五件、個人事業者三十八件、四年度百十件、うち法人七十五件、個人三十五件、五年度百六十五件、うち法人百二十九件、個人三十六件、昨年度は二百七十九件、うち法人二百二十七件、個人五十二件、本年度は、先月末時点で三百三十一件、うち法人二百七十

五件、個人五十六件で、法人事業者の割合が増加しています。

次に、新規開設に係る相談件数は、住宅宿泊事業では、三年度及び四年度〇件、五年度二件、昨年度四十五件、本年度は、先月末時点で十三件。フロントのない旅館業では、三年度から五年度まで〇件、昨年度五十四件、本年度は、先月末時点で十五件です。

また、既存施設に対する苦情件数は、住宅宿泊事業では、三年度三件、四年度十件、五年度十六件、昨年度十七件、本年度は、先月末時点で二十件。フロントのない旅館業では、三年度三件、四年度一件、五年度一件、昨年度五件、本年度は、先月末時点で二件となっています。

次に、規制についてのお尋ねですが、住宅宿泊事業法では、地域の実情に応じて営業日を規制することが認められており、今後、規制対象外地域の状況や住宅宿泊事業の実態を確認するとともに、他自治体の取組を研究してまいります。

また、住宅宿泊施設の標識は、届出住宅ごとに発行し、届出住宅の門扉、玄関等に掲示することとされ、集合住宅では居室ごとに届出をしているケースがほとんどであることから、建物玄関に標識の掲示を義務付ける考えはございません。

説明会については、個人が住宅宿泊事業に参入する際の障壁になるおそれがあることから、一律に義務付けることは考えておりませんが、地域住民からの要望が多いため、法人事業者に対しては、説明会の開催を要請しています。

なお、強化した規制の遡及適用については、規制強化前に開業した事業主の財産権に重大な影響を与えるため、慎重な検討が必要であると考えており、今後、国や他自治体の動向について注視してまいります。

次に、区内全駅へのエレベーター設置についての御質問にお答えします。

これまでも、バリアフリー基本構想に基づき、駅におけるバリアフリーエレベーターの複数確保を求めており、バリアフリー基本構想策定後、三条線春日駅、有楽町線護国寺駅に二基目のエレベーターが設置されなど、整備が進んでいるところです。

エレベーターの設置には、用地買収や構造上の課題等がありますが、鉄道事業者からは、課題解決に向けた取組を継続すると聞いております。

本年度改定予定のバリアフリー基本構想においても、引き続き、バリアフリー経路の複数確保を求めてまいります。

最後に、土地購入費についての御質問にお答えします。

区財政については、様々な行政需要への対応や老朽化した施設の更新など、今後も継続的な対応が見込まれることから、樂観できる状況にはないと認識しております。

その上で、多額の費用を要する公共施設整備等については、世代間の公平性の確保や一時的な財政負担の平準化を図る観点から、特別区債を効果的に活用してまいりました。

基金や留保財源については、一時的な支出による残高の大きな変動や弾力性を失うことのないよう、計画的に活用していくこと等が重要であると考えており、発行利率が低水準にある現状も踏まえ、財源確保策の一つとして、引き続き特別区債を積極的に活用していくことが、安定的な財政運営につながると考えております。

なお、財産の管理には常に細心の注意を払わなければいけないことと考えており、今後、国や他自治体の動向について注視してまいります。

う考えはございません。

また、資金の調達先については、市中金融機関を引受機関とする場合、区長会が決定している要綱により、株式会社みずほ銀行を引受機関とすることが定められているため、他の金融機関を含める考えはございません。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、就学援助及び教育費等の無償化についてのお尋ねですが、国からの通知にある、学用品の備品化等、予算を措置する以外の保護者等の負担軽減につながる取組について、本区では実施していないため、情報提供は行っておりません。

また、教育費の無償化については、子育て世帯への支援全体の枠組みの中で検討すべき課題であり、現状においては、就学援助制度により、支援が必要な世帯に対して、一定の経済的な負担の軽減が図られているものと認識しております。

大学・専門学校生への返済不要の奨学金につきましても、国において実施されており、区として独自に給付型奨学金制度を実施する考えはございません。

なお、教育に係る費用の負担軽減は重要であると認識しており、引き続き支援策を検討してまいります。

次に、竹早公園・小石川図書館の一体的整備についてのお尋ねですが、一体的整備基本計画（中間のまとめ）に対して頂いた御意見・御要望、課題等について、十分な調査や検証を行う必要があり、現在、

それらの整理を進めていることから、現時点において、検討期間をお示しすることはできません。

また、御提案の中間のまとめの一部を削除する考えもございません。

なお、一体的整備に必要な経費については、検討段階に応じ、適宜予算化してまいります。

最後に、世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトにおける教員研修についてのお尋ねですが、国の教育振興基本計画では、今後の社会の発展に向けて、児童・生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習の充実を図る必要性が示されています。

また、文京区教育委員会教育指針では、様々な教育活動の中で、答えが一つではない課題に向き合うなどしながら、他者と協働しつつ創造的に生きていくための資質・能力を育むしております。

本区の教育行政における課題設定は、このような国や区の方針を踏まえ、現場の実態及び現場からの声などに基づき行うことを基本としております。

教員研修については、令和六年一月の国際バカロレア機構からのOffer Letter受領後、教育局内で検討し、同機構と複数回の協議を経て研修内容等を固め、令和六年秋の令和七年度予算要求の中で区長部局に内容を説明しました。

本事業の必要性を認識し、実施することを判断したのは教育委員会であり、首長による教育への介入との御指摘は当たらないものと考えております。

〔石沢のりゆき議員「議長、八番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 八番石沢のりゆき議員。

○石沢のりゆき議員 区長、教育長、答弁ありがとうございました。

民泊については、今回の答弁で、この五年間で、個人の民泊は一・六倍なのに対し、法人の民泊は六倍以上となつてているということが分かりました。住環境への不安を感じる住民の皆さんのがんの根源はやはりここにあると思います。

民泊の規制については、住環境を守る立場で規制ルールの充実を求めておきたいと思います。

また、今回の答弁で、高齢者等実態調査での赤字や人手不足との回答のみでは財政支援は行わないとのことでしたが、これは冷たい答弁だと思います。経営が困難の背景には、国の報酬削減や抑制という社会保障削減路線や、また、大軍拡があると思います。

介護報酬の減収分の補填と併せ、財政支援の対応を強く求めたいと

思います。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後二時四十九分休憩

そこで、コロナ禍以降、米価格に見られる物価上昇が止まらず、経済的負担は高まり、区民生活に大きな影響を及ぼしております。しかし、一方で、相対的に経済的困難を抱える家庭が依然として存在し、生活の不安や教育機会の格差が広がる懸念があります。

財源の安定は区民全体の安心につながるものであり、その予算を分配することが行政の責務です。区として、困難を抱える家庭の状況把握を行い、支援の拡充をどのように進めていくのか、来年度の予算編成に向けての考え方を伺います。

次に、子育て家庭への支援です。

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔浅田保雄議員「議長、二十八番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二十八番浅田保雄議員。

〔浅田保雄議員登壇〕

○浅田保雄議員 政策チームAGORAの浅田保雄です。十一月定例

議会に当たり一般質問を行います。よろしくお願ひいたします。

まず最初に、物価高騰が続く中で、区民の暮らしを守る区政について

て質問をいたします。

区民生活を直撃する物価高騰は、食費や光熱費、教育費など、日常のあらゆる場面で深刻な影響を及ぼしています。区民からは「将来が不安だ」、高齢者からは「暮らしが成り立たない」という切実な声が寄せられています。こうした状況に対し、区政が取り組むべき最優先課題は、区民の生活を守る物価高騰対策ではないでしょうか。

私は、来年度予算編成において、この物価高騰対策を最優先課題として明確に位置付け、区民の安心を支える施策を強化することを強く求めます。

文京区において、区税収入は安定的に確保されています。しかし、

一方で、相対的に経済的困難を抱える家庭が依然として存在し、生活の不安や教育機会の格差が広がる懸念があります。

要保護・準要保護家庭又はそれに近い家庭においては、食費や光熱費の上昇が家計を直撃し、子どもたちの健やかな成長に深刻な影響を与えかねません。学用品、教科書副読本、部活動関連などの価格上昇は教育の機会均等を脅かすものであり、区として早急な対応が求められます。

現在、就学援助制度により一定の支援が行われていますが、物価高騰の影響は従来の基準を超えて広がっています。生活へのひつ迫度は

高く、現行制度では十分に対応できていないケースが見受けられます。

生活保護基準を基にしている就学援助の基準を、区独自で基準の緩和や臨時の追加給付など、柔軟な支援策を実施すべきではないでしょうか。伺います。

次に、地域の自主的な活動への支援についてです。

子ども食堂や学習支援、地域の居場所づくりの活動など、地域住民や団体が主体となって子どもや家庭を支える活動は、物価高騰下でますます重要性を増しています。しかし、これらの活動は多くが寄附やボランティアに依存しており、安定的な運営が難しいのが現状です。区として、活動拠点の提供や食材購入への補助、情報発信の支援などを、社会福祉協議会を通じて支援を頂いてきましたが、近年の物価高騰は、様々な施設へのガス、水道光熱費などの頂いている支援を上回る事態です。

地域の力を最大限に生かすためにも、実情の把握と支援体制の確立を求め、対応策を伺います。

物価高騰と並んで深刻なのが、社会保険料の負担感覚です。年金、健康保険、介護保険などの社会保険料は、賃金が伸び悩む中で着実に上昇しており、特に、子育て世代や中小企業で働く方々にとつては、家計を圧迫する大きな要因となっています。

財務省の公表によると、国民負担率は四六・二%です。これは正に、国の令和の五公五民政策です。

社会保険料は国の制度であるため、区が直接的に軽減措置を講じることは難しい面がありますが、区としてできることは多いはずです。

例えば、保険料負担が重い世帯に対して、医療費や介護サービスの利用時の自己負担を軽減する独自の助成制度を拡充すること、また、国や東京都に対して制度改善を強く要望していくことなどが挙げられ

ます。

さらに、区民が利用できる各種減免制度や生活支援策について、制度を知らずに、本来受けられる支援を利用できないケースが少なくなく、分かりやすく周知徹底することも重要です。

区民が安心して暮らし、子育てや仕事に専念できる環境を整えるためには、社会保険料負担の重さを緩和する視点が不可欠です。区としてどのように取り組むのか、区長の御所見を伺います。

次に、高齢者支援です。

地域包括支援センターを応援しますよう。

地域のつながりが希薄化する中、孤立や生活不安を抱える方が増加しており、健康面・経済面双方での支援が急務です。

特に独居高齢者は、日常の見守りや緊急時の対応が十分でない場合が多く、安心して暮らせる環境整備が求められます。地域で自主的に、子ども食堂として始まり、今では、高齢者にお弁当を届けながら「元気ですか」と声を掛けている団体も生まれています。

区として、独居高齢者への見守り体制を更に強化し、地域包括支援センターと地域民間団体との連携を今以上に拡充する考えはおありでしょうか。伺います。

次に、認知症施策です。

認知症基本法の施行を受け、認知症施策の一層の充実が求められています。特に、認知症高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、認知症グループホームの役割が極めて重要です。しかし、現状では、入所希望者に対して施設数が不足し、待機を余儀なくされる方が少なくありません。

認知症基本法は、本人の尊厳を守り、地域共生社会の実現を目指すものであり、その理念を具体化するために、区としてグループホー

ムの施設拡充に積極的に取り組む必要があります。具体的な計画内容をお示しください。

次に、介護人材と介護の質の確保です。

白山の郷に続き、千駄木の郷の特別養護老人ホームにおいて、運営事業者の変更が決定され、今、引継ぎが行われています。

これまで介護の現場を担つてきた職員の方々は、入居者一人一人の状況や生活習慣を深く理解し、安心と信頼を築いてきました。事業者の交代に伴い、介護の質を維持することは極めて重要な課題です。

日々の介護を担う職員が替わらず関わり続けることは、生活の安定と安心感を与える上で欠かせません。職員が急に替われば、入居者は不安を覚え、家族の信頼も揺るぎます。また、積み重ねてきた専門性や経験は、介護の質を高める大切な資源です。新しい事業者に交代し、その知識や技術が継承されなければ、現場力が低下し、入居者の生活に影響を及ぼしかねません。

さらに、事業者選定の際には、単なる経営効率やコストだけでなく、雇用の継続と介護の質を守ることを明確に基準として位置付ける必要があります。この点について、区の認識を伺います。

区として、事業者変更に際して、介護の質を確保し、これまで働いてきた職員の継続雇用を最大限尊重するよう、事業者に求めてください。

継続雇用の内容は、賃金水準の保障、年休の継続、勤続年数や経験年数の考慮など、働く者にとって切実な課題です。新たな事業者に介護の質の維持を明記し、入居者と御家族の安心、職員の専門性の継承、そして地域の介護力を守つていくことを求め、見解を伺います。

次に、旧区立特別養護老人ホームの運営法人の事業者との信頼関係、運営支援とともに、今後も続く高齢者施設の改修等についても、より

利用者や事業者に負担のない方法を考えいく必要があります。

くすのきの郷やみどりの郷などの改修は、いわゆる居ながら工事が行われ、工期が長く、費用もかかり、何より利用者や介護者の負担が大きかったことは御存じのとおりです。

また、現在の工事費等を含めた物価高騰を鑑みると、今後は工法の改善が必要です。

区が学校改築のための代替校舎のため用地を取得したように、介護施設等の改修のための用地取得など、利用者負担を抑えた施設整備及び維持の方法について、お考えを伺います。

次に、平和事業についてです。

今このときも、ウクライナやパレスチナの人々は戦争に苦しめられています。

終戦八十周年記念事業文の京区民平和のつどいでは、映画「アンゼラスの鐘」の上映、長崎の被爆者八木道子さん御本人による被爆体験や平和への思いを語る語りべなどが開催され、多くの方が来場されました。

特筆すべきことは、この会場に、平和首長会議の核兵器禁止条約の早期締結を求める署名用紙が置かれ、区民の方々に呼び掛けられました。

さらに、文京区にお住まいの、五歳で被爆した村山季美枝さんの被爆体験を映像として記録に残すことなど、平和施策がこれまでになく行われたことに感謝を申し上げます。

そこで、以下四点、質問いたします。

一、高齢化している被爆証言や戦争証言の収集、被爆や戦争体験の伝承者を発掘すること。その被爆体験や戦争体験等を子どもたちが学ぶ機会を設定すること。

二、教育の森公園に植樹した広島の被爆樹木の教育的な活用を行うこと。新たに長崎市の被爆樹木を区内の学校や公園などに植樹すること。

と。

三、教員、平和事業を所管している区職員の平和学習研修（被爆地派遣など）、被爆証言や戦争証言を学ぶ場を設けること。

四、日本原水爆被爆者団体協議会のノーベル平和賞及び非核平和都市宣言などの周知事業を行うこと。

以上、これらの施策を更に進めることを求め、見解を伺います。

次に、今日求められる教育の課題です。

まず、教育の推進と給食の更なる充実についてです。

まず、教育基本法が施行されて二十年が経過しました。この間、食の重要性は、単におなかを満たす昼食や決められた栄養摂取にとどまらず、子どもの健やかな成長、心身の健康、社会性や文化の理解にまで広がっています。給食を通じた教育の授業や体験活動を更に充実させ、單なる「食べる」だけではなく、「学ぶ給食」を更に発展させることができます。

そのため、一、教育の一環として、伝統的な食文化を取り入れた献立を積極的に推進し、子どもたちが地域や日本の食文化を学ぶ機会を広げるべきです。魚沼産コシヒカリと日本茶によるいい日本食の日、月に一回の和食の日を更に拡充し、全国地域の郷土料理を提供する。これまでに、幾つかの学校では、田植え、稻刈り、江戸野菜や枝豆の収穫など、農業体験が行われていました。コロナ禍後、全てがストップしています。体験は大切です。交流自治体に協力を頂くことも含めて、農業体験を取り入れてはいかがでしょうか。

農薬使用を抑えた野菜や果物、有機栽培による食材への関心が高まっています。これらは、環境負荷を軽減し、持続可能な農業に寄与す

るとも言われています。しかし、現状では、生産地確保や流通の課題から、学校給食に十分に取り入れられていないのが実情です。

地産地消が困難な文京区においては、食料生産の仕組みや農業理解のため、農薬使用を抑えた食材や有機食材を一部学校給食に導入するなど、多様な農業の在り方を紹介し、生産者や流通の課題などについて、多角的な視点を養う食育の導入を検討すべきではないでしょうか。コロナでストップしたふれあい給食、交流給食、行事食などの復活や拡充、栄養士の先生の工夫した食育内容を広く紹介することなどを求めます。

教育の理念を実現するために、子どもたちが安全で質の高い食材を日常的に口にすることが不可欠です。これら四点の見解を伺います。

次に、主権者教育について伺います。

主権者教育は、憲法・平和・民主主義の理解を基盤に、子どもたちが社会の問題を自分事として考え、判断し、行動できる市民を育てる教育を指します。

憲法が保障する基本的人権や平和的生存権を自らの生活に結び付け、民主主義の意思決定過程を体験的に理解することが不可欠です。民主主義も、多数決の決定ではなく、相互の意見を理解し合い、少数意見の尊重、相互討論を深め決めていく過程の重視が問われます。

公職選挙法の改正による選挙権の年齢の引下げを踏まえ、地域活動や生徒会活動を通じて習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していく、自分たちで決める経験を積むことが重要です。

区として、こうした学びを体系的に保障し、子どもたちが憲法・平和・民主主義を自分のものとして育むための具体的な取組をどのように教育に生かしていくのか、伺います。

次に、学生ボランティア活動を地域で受け入れる課題です。

私が参加をしている坂下おかえりごはんが、子ども食堂として出発して、地域の居場所として十年を迎えました。町会の方以外にも、区内内外を問わず、国公立・私立の高校・大学から毎回十人から十五人の学生や留学生がボランティアとして参加し、若い新しいエネルギーで活気付けてくれています。アルバイトとは違う、余り経験したことのない、調理、配食、子どもたちとの触れ合いが彼らの役割です。

その過程で、他の学校の学生や地域の方との連携、共同作業を通じて、いろいろな意見や作業の方法の違いを聞く姿勢、相談しながら進めていくコミュニケーションの取り方、また、貧困という社会の中の問題を知ることなど、学生たち自身も多岐にわたり学びがあるようですが、

学生たちの会話の中には、英語は必須、就職先は海外など、こういった声も聞こえます。私は、文京区の子どもたちにもこうした観点からの教育が問われていると感じています。

多様な価値観を持つ人材育成、自分で問い合わせ、答えをまとめる力、コミュニケーション力を持ち、相手の意見を聞く、英語で学ぶ思考力・表現力の育成、こうした力を養うための教育を、教師自ら、教科書での教育だけでなく、幅広い視野を持つことが問われていると感じています。

これらの文京区の教育の方向性について、教育長の所見を伺います。

次に、自治体間交流の充実です。

アジア諸国の自治体との交流の推進についてです。

区は、二〇二四年十二月、大韓民国ソウル特別市松坡区と姉妹都市提携を締結しました。区が海外、特にアジアの自治体と交流を進めることは大変意義のあることです。

松坂区訪問区民ツアーナども開催され、好評と聞いていますが、今後の区民参加の計画や交流内容についてお示しください。

アジア諸国との交流を進める上で、一九九五年八月十五日、戦後五十周年に発表された村山総理大臣の談話では、日本の植民地支配と侵略によってアジア諸国に多大な損害と苦痛を与えたことを認め、痛切な反省と心からの謝罪を表明しています。

韓国においては、一九一〇年（明治四十三年）、日本による韓国併合から、一九四五年（昭和二十年）までの三十五年間にわたり、日本による植民地支配が行われ、幾多の苦痛を与えています。この歴史認識に基づき、日本政府としての、これは公式見解です。友好都市、北京市通州区の交流を進める上でも、区としてこうした歴史認識を持ち、歴史の事実を謙虚に受け止め、進める必要があると考えます。

一般的な交流に終わらせることがなく、更に文化芸術など様々な分野に交流が広がることを期待し、見解を伺います。

また、八月に日中友好交流都市中学生卓球交歓大会が開催され、区から選手として二人が参加しました。友好都市である北京市通州区からの参加もあり、友好の架け橋にもなりました。

日中間の政治状況が混迷しているときこそ、自治体として市民レベルの交流を行うことは大変意義のあることで、平和貢献の何物でもありません。更に区独自としても文化・芸術、スポーツなどを含めた交流を行うことを求め、見解を伺います。

次に、国内の宿泊事業について伺います。

強羅文の郷（通称ごうら荘）は、都心から近く、観光資源に恵まれた箱根にある区民保養施設として、区民に廉価な保養と心身のリフレッシュの場を提供することを目的として、一九八一年に運営が開始され、二〇一三年の閉鎖まで三十二年間にわたり、区民保養施設として

利用されました。

この施策に代わり、区内在住・在勤・在学者等が民間の宿泊施設を一般料金よりも安価で利用できる協定宿泊施設として、関東を中心に、民間の旅館など十件が紹介をされています。

この施策は、安価というだけで、区民保養の目的は入っていません。利用件数は年間五十件程度で、旅行アプリを利用すれば区の紹介料金と変わらず、お得感もないのが実情です。

区民への廉価な保養を提供するという考え方で、これまでの協定宿泊施設を廃止し、施策の見直しを求める。新たに交流自治体との協力を頂きながら、区民が訪問しやすい企画の創設を求め、見解を伺います。

次に、育成室を利用する子どもたちの生活の充実について伺います。

放課後児童クラブ運営指針では、子どもたちの放課後の生活を充実したものにするために、学校を始め、保育所、幼稚園等、地域、関係機関との連携が不可欠であるとされています。

学校、育成室、保護者が一体となり、子どもの生活や発達の連續性が保障されるべきと考えますが、個人情報保護の観点から、情報が十分に共有されていないのが現状です。情報共有がされなければ、子どもに対しての対応に一貫性がなくなり、子どもは混乱します。

情報をどのように共有し、子どもを中心とした連携をどのように強化していくのか、放課後の生活をより安全で充実したものにするための具体的な方策について、教育委員会の見解を伺います。

障害者差別解消法の理念に基づき、障がいのある子どもが学校や育成室で安心して生活できるようにするためには、関係者間の合理的配慮と適切な支援が不可欠です。

放課後児童クラブ運営指針によれば、「障害のある子どもが、放課

後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持つて計画的な育成支援を行う」となっています。

育成支援を計画的に行つていくためには、一人一人について個別の支援計画を作成することが望まれ、保護者や学校と連携して方向性を共有することが必須です。しかし、当該の子どもの支援に必要な情報が十分に共有されていないのが現状です。その理由として個人情報保護が挙げられていますが、結果として子どもへの支援が途切れ、差別解消法の趣旨に反する状況が生じかねません。

障がいがある子どもに限らず、個人情報保護を理由に必要な情報が伝わらない現状を克服するため、保護者の同意取得やガイドライン策定といった具体策をどのように検討しているのか。

他自治体では、保護者同意の下、支援シートや連携会議を導入し、学校と放課後児童クラブが情報を共有することで、支援の一貫性が確定され、成果を上げています。

教育面と子育て支援の両面にわたる責任と役割を明確にし、学校と育成室双方の連携を教育委員会が主導して強化していくべきと考えますが、見解を伺います。

また、育成室は障がい児の放課後の居場所として確立されていますが、卒室後の居場所としての放課後等デイサービスが不足しているのが現状です。

放課後等デイサービスの全区的な拡充についての方針をお聞かせください。

次に、八十周年記念事業についてです。

まず、文化芸術活動の推進についてです。

文京区、台東区、北区、荒川区の各区を代表する文学者に関する施設をめぐる五館文学めぐりが開催されました。文京区には森鷗外記念

館があり、大変意義のある施策だと受け止めています。

しかし、残念ながらこれは荒川区の呼び掛けによるもので、文の京を標榜する文京区ならば、先頭に立つて呼び掛ける課題ではないでしょうか。

どのように準備を行い、意義や内容をどれだけ区民の方々に伝えたのか、経緯を伺います。

文京区が先頭に立つて、五館を横断する共通テーマ展や合同企画展を定期的に開催し、各館の特色を生かしつつ、一体的な魅力を高める取組を進めるべきではないでしょうか。区の姿勢を伺います。

根津神社に移築された鷗外の旧居を森鷗外記念館と一体として広く宣伝することも可能で、オンラインガイドや多言語対応アプリを整備すれば、国内外の観光客がアクセスできる環境を整えることができます。

また、学校教育と連携を強化し、五館をめぐる学習プログラムを体験できるようになります。文学的素養を醸成し、地域理解の深化にもつながります。

さらに、地域商店街や観光事業者と連携し、文学館めぐりを核とした街歩きイベントやスタンプラリーなどを展開することで、地域経済の活性化にもつながると考えます。

区として、この五館文学めぐりを広域連携のモデル事業として位置付け、企画の拡充を戦略的に実行していく考えはあるか、区の見解を伺います。

次に、文化芸術を支える団体をフイーチャーした催しについてです。区内には、歴史ある合唱団、吹奏楽団、和太鼓、伝統芸能などが地域に根付いた活動をしています。これらの団体や個人にスポットを当て、区全体で大きな文化祭のような形で区制八十周年を盛り上げては

いかがでしょうか。それぞれの団体で区民の参加を募り、練習を重ね、最後は様々な団体がシビックホール大ホールに集結し、成果を発表し合う大きな文化祭を開催する、そのような取組ができるのでしょうか。

区制八十周年記念事業という貴重な周年行事に結合して開催を求め、

見解を伺います。

次に、文京映像史料館についてです。

文京区では、貴重な映像資料を地域文化遺産として後世へ継承するため、平成二十二年度より、区内の過去の情景や風俗等が記録されている八ミリ・十六ミリフィルムを収集・調査し、デジタル化による保存事業を行ってきました。集めた約百七十本の映像資料を、家庭、家族、お祭り、歴史などのジャンルに分類し、DVDに収録しました。

これらを収録した作品「フィルムに残る文京の記憶」三作品を制作しました。「ぶんきようの四季」、「ぶんきようの追憶」、「ぶんきようの暮らし」です。

これらは区の記録であり、歴史そのものです。この貴重な記録が十分に生かされていないように感じています。地域の方が自主的に上映会が開催できる仕組みづくりを求め、見解を伺います。

最後に、文京区視聴覚ライブラリーです。

視聴覚教育の振興と普及を目的に、昭和三十五年に創設されて以来、視聴覚資料・機材の収集、整備及び提供を行っています。

所有するDVD三百二十四枚、十六ミリフィルム九百三十本、ビデオテープ千二百七十二巻は、劇映画、アニメーション、記録映画、文化財ビデオ、一般教養映画、学校教育映画などです。特に、フィルムの保存は、ほとんどが廃棄される中、全国でも屈指の評価されるべき施策です。

興味深いのは、昭和六十年から七十年にかけて授業などで活用され

た学校教育映画です。八十周年記念の事業の中に、学習や文化活動の場において、区内の各所で上映会を開催してはいかがでしょうか。見解を伺います。

以上で質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 浅田議員の御質問にお答えします。

最初に、物価高騰下の暮らしに関する御質問にお答えします。
まず、経済的に困難を抱える家庭についてのお尋ねですが、区では、自立相談支援機関の相談窓口に関する情報をホームページに掲載するとともに、リーフレットを公共施設に配架する等、幅広い周知に努め、ためらうことなく相談するよう呼び掛けております。

また、社会福祉協議会等の関係機関との連携を通じて、早期に自立相談につながり、状況把握を行うことができる体制の強化に取り組んでおります。

現時点で事業の拡充の予定はございませんが、相談者に寄り添った効果的な相談支援を実施するために、適切な予算編成を行つてまいります。

次に、地域活動団体への支援についてのお尋ねですが、区では、社会福祉協議会と連携し、地域福祉コーディネーターや各連絡会等を通じて、地域活動団体の状況を把握し、地域のニーズに応じた支援を実施してまいりました。

昨今の物価高騰が地域活動団体の運営に及ぼす影響については、区としても懸念しております。

今後とも、ニーズに応じた支援を検討するとともに、物価高騰を含む経済状況等を注視し、必要な支援について検討してまいります。

次に、社会保険料負担についてのお尋ねですが、社会保険制度については、人口減少や少子高齢化の進展の下でも持続可能となる制度として運営されている一方、給付費の増加による負担増があることは認識しております。

このことから、国民健康保険及び後期高齢者医療制度等においては、全国市長会や区長会を通じ、負担軽減策の拡充を国や都に要望してきたところです。

また、介護保険制度については、介護給付費準備基金の活用により、介護保険料基準額の軽減を図っております。

今後も、負担軽減等、各種制度について、必要な方に情報が行き届くよう、より分かりやすい周知に努めてまいります。

次に、高齢者支援に関する御質問にお答えします。

まず、単身高齢者への見守り体制の強化等についてのお尋ねですが、高齢者あんしん相談センターにおいては、単身者を含む七十五歳以上の方への戸別訪問により生活実態を把握する高齢者見守り相談窓口事業や、ハートフルネットワーク協力機関との連携を通じて、見守りの強化に取り組んでおります。

今後とも、高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、様々な機会を捉え、区内事業者・団体に対し、ハートフルネットワーク協力機関への加入促進のための積極的な周知啓発を行つてまいります。

また、地域ケア会議や安心ネット連絡会等を通じ、高齢者の生活課題や解決に向けた取組を共有することで、地域で見守る体制の充実を図つてまいります。

次に、認知症高齢者グループホームの整備計画についてのお尋ねで

すが、現在、小日向二丁目と白山四丁目の国有地において整備を進めているところであり、今後とも、高齢者・介護保険事業計画に基づき、民間事業者による施設の整備を進めてまいります。

次に、介護事業者の選定基準及び職員の継続雇用についてのお尋ねですが、職員の雇用契約等、法人内部に係ることに関しては、選定の基準とは難しいと考えておりますが、今後も、介護の質の確保を含め、安定的な運営につながる選定に努めてまいります。

また、職員の雇用条件は、次期運営法人の判断によりますが、質の高い介護サービスの提供が継続されることは、区としても重要なことと考えており、引き続き、雇用の安定に極力の配慮を求めるとともに、事業引継ぎが円滑に行われるよう支援してまいります。

次に、介護施設の改修等における用地取得等についてのお尋ねですが、介護施設の改修等においては、利用者負担の軽減等の観点から、一時移転先を確保した上で実施することが望ましいと考えております。このため、老朽化する区内介護施設の改修等の一時移転先として、現在、大塚四丁目民有地及び本地建物の取得に向けた検討を進めているところです。

なお、施設の維持等については、施設を活用する事業者と協議を行つた上で、今後検討を進めてまいります。

次に、平和事業に関する御質問にお答えします。

まず、被爆、戦争体験の伝承についてのお尋ねですが、被爆者証言映像については、本年度、終戦八十年事業として制作したものであり、八月に開催した区民平和のつどいで上映したほか、現在はホームページでも公開しております。

今後、今回制作した映像を区の平和事業において上映するなど、多くの方々に御覧いただけるよう努めるほか、新たな被爆・戦争証言の

収集方法について研究してまいります。

次に、被爆樹木についてのお尋ねですが、被爆樹木の植樹については、各区立中学校にも周知を行つてしているところです。

各区立中学校が平和学習の中で必要に応じて取り上げることで、若い世代が平和の大切さについて学ぶ機会となることを期待しています。なお、現時点で新たに植樹については考えておりませんが、植樹したアオギリの樹について、子どもを始め、より多くの区民に知つていただけるよう、今後も周知に努めてまいります。

次に、区職員の平和学習についてのお尋ねですが、本年六月、日本非核宣言自治体協議会に区職員が参加し、那覇市戦争体験講話の聴講や沖縄戦関連施設の視察を行い、戦争の悲惨さや平和の大切さをより深く学ぶ機会となりました。

来年度についても、平和首長会議への区職員の参加を検討しており、平和学習で得た経験を今後の区の平和事業に生かしてまいります。

次に、非核平和都市宣言等の周知についてのお尋ねですが、非核平和都市宣言については、これまで、パネルの区有施設への掲示や平和事業において周知を図ってきたところです。

日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞についても、今後の平和事業で周知を行うことで、区民の平和意識の高揚に努めてまいります。

次に、自治体間交流についての御質問にお答えします。

まず、アジア諸国との交流についてのお尋ねですが、本年九月に実施したソウル特別市松坡区区民ツアーリには、三十人の参加があり、大変有意義な住民同士の交流であつたと考えております。

現時点では今後の計画は未定ですが、引き続き、海外の交流自治体と住民同士の交流事業を含め、協議してまいります。

次に、北京市通州区との交流についてのお尋ねですが、これまで、日中友好交流都市中学生卓球交歓大会への共同参加等、様々な事業を行つてまいりました。

今後も、文化・芸術・スポーツを含め、様々な分野で草の根の交流を続け、区民の国際理解を促進してまいります。

次に、区民宿泊事業についてのお尋ねですが、協定宿泊施設については、宿泊事業者との協定によって、公費負担なく、区民向けの割引料金を設定しており、区民が安価な料金で宿泊できることから、廃止は考えておりません。引き続き、多くの区民に利用いただけるよう、周知に努めてまいります。

また、区では、これまで、交流自治体に御協力いただきながら、バスツアー等の事業を実施しております。宿泊を伴う新たな取組については、今後研究してまいります。

次に、放課後等デイサービスの拡充についての御質問にお答えします。

中学生・高校生世代が利用できる放課後等デイサービスを拡充するため、昨年九月に、区立放課後等デイサービス、ロードを開設しました。

また、民間事業者による整備を促進するため、令和四年度に創設した開所費用等の補助制度について、昨年度からは、補助限度額及び補助率を引き上げております。

この結果、昨年度は五つの事業所の開設につながり、本年度も現時点で四つの事業所が開設しております。

引き続き、地域のニーズや補助制度等について周知を図りつつ、公有地の活用を含め、民間事業者による整備を促進してまいります。最後に、区制八十周年事業に関する御質問にお答えします。

まず、文化芸術活動の推進についてのお尋ねですが、近隣四区による五館文学めぐりは、昨年度、荒川区からの提案をきっかけに、各館の運営事業者において具体的な事業内容についての協議を進め、実施したものでした。

事業の実施に当たり、各区の区報、SNS等による周知だけでなく、四区長による署名式やプレス発表により、事業の意義や内容について広く周知に努めた結果、各館の入館者増につながりました。

引き続き情報共有を行い、開催方法を含め、各館の魅力を高める連携事業について協議してまいります。

また、広域連携としては、これまでも、本区から呼び掛けて、津和野町、熊本県や熊本市等との連携事業を実施しました。

今後も、五館文学めぐりを契機とし、新たな連携の可能性を研究してまいります。

次に、文化芸術を支える団体の催しについてのお尋ねですが、区では、これまで、それぞれの団体に対し、活動の成果を発表する場を提供しております。

これらの団体の更なる活躍や交流を促進するため、区制八十周年事業としての合同発表会等の開催についても検討してまいります。

次に、文京映像史料についてのお尋ねですが、これらの記録映像については、現在も、アカデミー文京、真砂中央図書館等でDVDの貸出しを行つております。

新たな仕組みづくりについては考えておりませんが、更なる活用に向けた周知方法を研究してまいります。

次に、視聴覚ライブラリーについてのお尋ねですが、これらの資料について、区制八十周年事業として上映会を行う予定はございませんが、指定管理者により貸出事業を行つており、今後とも、区民の生涯

学習や文化活動に役立てていただけるよう、周知啓発に努めてまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、就学援助についてのお尋ねですが、就学援助は、生活保護基準を参考に認定基準額を設定しており、現状において、支援が必要な世帯に対して、一定の経済的な負担の軽減が図られているものと認識しております。

そのため、現時点で区独自の基準の緩和をする予定はありませんが、生活保護基準の大額な改定や税制改正等の機会を捉え、必要に応じて対応してまいります。

なお、昨今の物価高騰により、教育に係る費用の負担軽減は重要であると認識しており、引き続き支援策を検討してまいります。

次に、教育の推進と給食の更なる充実についてのお尋ねですが、和食の日の取組は、伝統的な食文化の継承を目的の一つとしており、毎月様々な地域の郷土料理を提供するほか、交流自治体の旅として、年に一回、区と協定等を締結している自治体の食材を使った給食を提供しているところです。

今後も引き続き、地域に伝わる料理を学校給食に取り入れることで、食文化を学ぶ機会を作つてまいります。

次に、農業体験についてのお尋ねですが、農業に関わる体験は、児童・生徒の学びにとって有意義であると認識しております。

農業体験については、農場体験や技術科における植物栽培など、各

学校の実情に合わせて実施しております。

交流自治体との連携等も重要であると認識しておりますが、教育課程との整合性や年間指導計画との調整が必要であり、全ての学校一律に実施することは困難と考えております。

今後も、各学校の実情に応じて、柔軟に検討してまいります。

次に、多角的な視点を養う教育の導入についてのお尋ねですが、多くの学校において、減農薬で栽培された環境保全米を使用しているほか、有機栽培食材も学校給食の一部で導入しております。

また、八ヶ岳移動教室や魚沼移動教室では、地域の農業に触れたり、郷土料理を作つたりする活動も行つております。

区内の小学校では、社会科や家庭科等の学習を通じて、地域の特色を生かした農業、商品の流通、消費生活等について学習しておりますが、栄養士や栄養教諭との連携を図り、教育の推進を行つてまいります。

次に、ふれあい給食等の復活・拡充及び教育内容を広く紹介することについてのお尋ねですが、季節に合わせた行事食は全校で実施しており、ふれあい給食や小学校での異学年交流給食も、学校の状況に合わせて再開しております。

また、給食だよりでは、給食のレシピを紹介するほか、正しい食生活や栄養バランスなど、食事の重要性や心身の健康、食文化なども取り上げ、教育の推進に努めております。

今後も、子どもたちの発達段階に応じた食育の充実に取り組んでまいります。

次に、主権者教育についてのお尋ねですが、主権者教育は、子どもたちが、責任ある大人へと成長し、国や社会の形成に参画し、その発展に寄与する資質・能力を身に付ける上で、重要な取組であると認識

しております。

児童会活動や生徒会活動においては、学校生活の課題について話し合い、合意形成を図り、課題解決に向けて責任を果たす活動を通して、地域や社会に参画する態度を育んでおります。

さらに、各教科の学習のみならず、特別活動や総合的な学習の時間など、教育活動全体を通じて主権者教育を計画的に実施しております。また、小学校では、国会見学や区議会見学を実施し、政治の仕組みを発達段階に応じて学んでおります。

今後も、地域社会や関係機関との連携を強化しながら、未来の社会を担う子どもたちの育成に尽力してまいります。

次に、文京区の教育の方向性についてのお尋ねですが、AIを始めとするICTの技術革新やグローバル化の進展など、社会の急激な変化に対応し、予測困難な未来を生き抜くためには、知識を習得するだけでなく、その知識を活用し、自ら考え、判断し、行動できる力が求められています。

加えて、多様な価値観を持つ他者と協働し、合意を形成するためのコミュニケーション力が重要であると認識しております。

子どもたちを取り巻くこのような背景を踏まえ、教員自身も学び続け、子ども一人一人の学ぶ力を最大限に引き出す教員の資質・能力の向上を図る必要があると考えております。

こうした教育の実現のための一つの方策として、今年度より、国際バカロレア機構と連携して、区立幼稚園及び小・中学校の教員を対象に探究学習をテーマとした研修を実施し、そこで得た知見を日々の保育や授業に生かしているところです。

また、今後の研修では、様々な教育課題に応じたテーマを設定しており、教員の指導力の更なる向上を図つてまいります。

最後に、育成室を利用する児童に係る情報共有についてのお尋ねですが、児童の放課後生活の充実には、保護者、学校、育成室の連携が必要不可欠であり、現在も必要な情報については共有し、対応しているところです。

特に、配慮が必要な児童については、育成室で個別の支援についてのサポートプランを作成し、保護者との間で支援の方向性を共有しており、保護者からの同意を得た上で、教育センターや小学校とも情報共有を行い、支援の一貫性を高めているところです。

今後も、法令を遵守し、子どもの生活や発達に必要な情報について、保護者との十分な相談を行い、同意を得ながら情報共有を図り、学校と育成室が緊密に連携することで、児童の放課後の生活がより安全で充実したものとなるよう、引き続き対応してまいります。

〔浅田保雄議員「議長、二十八番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二十八番浅田保雄議員。

○浅田保雄議員 自席より発言させていただきます。

区長、教育長、御答弁ありがとうございました。

一点だけ、私の方から、指定管理が替わった場合の、そこで働くいる方の労働条件の継続については、やはり課題があると思っています。これについては、今後、各委員会で議論させていただきたいと思います。

本日はありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後三時五十分休憩

午後四時再開

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔宮本伸一議員「議長、十三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 十三番宮本伸一議員。

〔宮本伸一議員登壇〕

○宮本伸一議員 公明党の宮本伸一です。公明党文京区議団を代表して、十項目について質問をさせていただきます。区長、教育長の御答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、物価高騰対策についてお伺いします。

生活必需品などの物価上昇は続いており、支援の強化が必要と考えます。地域の方からも「物価高で生活費に困っている」というお声を頂きます。特に、賃金上昇の恩恵のない方々への支援が急務と考えます。国においても議論が進んでおりますが、区内の生活応援につながる施策を更に強化する必要があると思いますが、区の見解をお伺いします。

現在、商店街振興のみならず、物価高騰対策として寄与しているデジタル商品券の実施状況はいかがでしょうか。お伺いします。しっかりと周知をして、より多くの区内の皆様に御活用いただき、商店支援にもつなげまいりたいと思いますが、初めの試みですので、課題を改善しながら施策を充実していく必要があると思いますが、区の見解をお伺いします。

また、がんばるお店応援キャンペーンについては、「助かっているよ」とのお声を受けします。一方で、「実施期間をもう少し長くしてもらいたい」とか「補助額をもう少し充実してもらいたい」との切実なお声がありますが、こうしたお声を反映していただきたいと思いま

ます。今後の取組についてお伺いします。

物価上昇を上回る賃上げ実現に向けてどのように推進するか、特に中小企業への支援強化については、賃上げの財源を確保するための価格転嫁、特に中小受託業者から委託事業者への価格転嫁を円滑に実施する環境整備に引き続き取り組む必要があると考えますが、区の見解をお伺いします。

また、賃上げを実現する中小企業には区から支援を行い、賃上げの流れを後押ししていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。区の見解をお伺いします。

また、子育て世帯への支援については、給食費の無償化や医療費無償化など、大きく前進してきましたことを高く評価します。

公明党は、子育て・教育にお金が掛からない子どもベーシックサービスを目指しています。国や都において、公明党の国會議員・東京都議会議員が実現に向けて取り組んでいますが、地域の保護者からは、現在の物価高騰の影響もあり、教育に係る費用が大きくなり、負担感が大きいとのお声をお寄せいただいております。

公立、私立、国立と様々な学校の在り方がありますが、共通して言われているのは、教材費、修学旅行費、指定用品、入学時の学用品などです。

子どもたちには伸び伸びと元気に学んでもらいたいという保護者の思いも共通しております。区として更なる充実を図っていく必要があると思いますが、区の見解をお伺いします。

若者、子育て世帯、高齢者への住宅確保支援についてお伺いします。住宅価格や家賃の高騰が続き、若者層や子育て世帯の住居費の負担が増しております。

こうした中、住宅施策として注目されているのが、市場価格よりも

り安く入居できるアフオーダブル住宅であります。アフオーダブル住宅とは、特に子育て世帯や若者が手頃な価格で住居できるようにする賃貸住宅で、自治体と民間が共同出資して、空き家や中古物件を改修して貸し出す仕組みです。

東京都は、都議会公明党の提案を踏まえ、二百億円規模の官民連携ファンドを創設し、来年度からの供給を目指し、準備を進めております。

アフオーダブル住宅の供給は、東京などの大都市のみならず地方においても、単なる居住支援にとどまらず、地域社会の持続性への貢献や、将来の社会を支える若者の自立、家族形成にも直結する重要な施策とされております。

私たち公明党は、住まいを社会保障の基盤と考えており、アフオーダブル住宅は今後の住宅政策を左右する重要な取組と捉えております。そこで、本区としては、東京都の動きをどのように捉え、今後の本区の住宅施策に反映していこうとお考えか、お伺いします。

次に、高齢者の住宅支援についてお伺いします。

一人暮らしのお年寄りが賃貸の家に住むことを希望しても、孤独死によつて事故物件になることや、残されたものの処分の手間を嫌つて大家が貸したがらない、そんな事態の解消を目指した改正住宅セーフティネット法が十月に施行されました。

単身の高齢者世帯は、今年八百万世帯を超えて、高齢人口がピークに近づく二〇四〇年には一千万世帯に達します。一方、持ち家のある人の比率は五十歳代以下で減少傾向にあり、単身高齢者が賃貸住宅に暮らすニーズは今後高まる予想されます。

そこで、本区として、今後、高齢者の方が安心して文京区に住み続けられる居住支援をどのように考へているのか、お伺いします。

次に、発達障害・グレーゾーンの子どもへの支援についてお伺いします。

国からの方針も踏まえ、区では来年度から五歳児健診を実施することを令和八年度の重点施策にて発表したことと評価いたします。ただ、フォローアップ体制も充実していただきたいと思いますが、どのように実施するのか、お伺いします。

地域の保護者や子育て支援に関わる事業者からは、発達障害の子どもの特性に合わせたきめ細かい支援が重要とお聞きしました。場合によつては、療育のサービスを受けて適応能力の向上を図ることもできますが、特性がはつきりしない、いわゆるグレーゾーンに当たる場合もあるかと思います。

こうした子どもたちにも適切な配慮や支援につながる取組が必要と考えますが、区の見解をお伺いします。

これまで、学校に行きづらい子どもたちやその保護者の皆様にお会いする中で気付いたことは、将来への漠然とした不安が大きいということです。そうした子どもたちの中では、発達障害のある場合もあります。そうしたとき、多様な学び方で学びを確保して成長していくますが、いわゆる通常の小中高大と進学して就職をするパターンは将来像として見えにくく、特性に合わせて対応していく必要があります。

特に就職については、手帳があれば、障害者雇用枠で就職をすることも可能ですが、グレーゾーンのままだと大きな困難を抱えることがあります。

発達障害の方を対象にした就労支援事業を行つてゐる事業者から、「就職活動を始めたときに発達障害に気付いて就労支援の相談に来られる方が多く、困難を抱えている方が多い」と聞きました。

発達障害・グレーゾーンの子どもたちが将来に向けて進路が様々期待できる、そうした支援体制を整備していく必要があると考えますが、区の見解をお伺いします。

次に、不登校児童・生徒の多様な学びの確保についてお伺いいたします。

二〇二四年度に全国の小・中学校で不登校だった児童・生徒は三十五万三千九百七十人で過去最多を更新したとの報道がありました。本区においても同様の傾向があり、その対策は喫緊の課題です。

本区においては、令和五年度より学びの居場所架け橋計画を実施しております、一定の成果が出ていることを評価いたしますが、もう一步踏み込んでの総合的な対策が必要ではないかと思います。

不登校は、言うまでもなく問題行動ではありません。取り巻く環境によつては、どの生徒・児童にも起こり得ます。本人の甘えや怠けでも、弱いからでもありません。学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、児童・生徒が学校へ行く・行かないにかかわらず、誰一人取り残されない学びの保障に向けた支援が必要なのではないでしょうか。

会派で視察に行つた名古屋市では、今年三月になごやハートプランを作成し、大きな柱の一つとして、一つ目に、子どもたちが行きたいなる学校づくり、二つ目に、多様な教育機会の確保、三つ目に、保護者支援・学校外の専門機関等との連携を掲げ、不登校対策を総合的に、また、きめ細やかな支援ができるよう取り組んでいました。

本区としても、誰一人取り残されない学びの保障を図るための総合的な計画を策定してはいかがかと思いますが、御見解をお伺いします。

また、文部科学省は、不登校対策として、学びの多様化学校の設置が大幅に付けられるそうです。ゲートキーパーとは、悩んでいる人を促進しています。早期に全ての各都道府県・政令指定都市での一校以上の設置とともに、将来的には、希望する児童・生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め、全国で三百校の設置を目指すとしています。二十三区では、港区、大田区、足立区、世田谷区などで既に設置されています。

児童・生徒の状況に合わせて授業カリキュラムを組み、個々のニーズに応じた教育を提供できる学びの多様化学校の設置に向けて、本区も検討してはと思いますが、御見解をお伺いいたします。

次に、子どもの自殺防止と心のケアについてお伺いいたします。

厚生労働省が十月に公表した自殺対策白書によりますと、国内で二〇四年に自殺した人は二万三百二十人で、前の年より千五百十七人減り、一九七八年の統計開始以降、二番目に少なくなつたそうです。

一方、小学生から高校生の自殺者数は五百二十九人と、統計開始以降過去最多となり、状況は深刻です。子どもが自ら命を絶つことは胸を引き裂かれる思いになり、何としても防止強化を進めたいと思います。

政府は、この九月に、子どもの自殺防止に向けて、こどもの自殺対策推進パッケージを取りまとめ、地方自治体とともに、関係機関や団体との連携・協働により、運動性を持つて取り組まれるべきと示しました。

このパッケージの主な内容の一つに、法定協議会運営ガイドラインの作成があり、自治体が、学校や児童相談所、医療機関、民間団体と連携して情報交換や支援を行うためのものであり、令和八年度から地方公共団体で設置可能としてあります。

また、地方自治体によるゲートキーパー養成研修の実施支援にも予算が大幅に付けられるそうです。ゲートキーパーとは、悩んでいる人

に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことで、命の門番とも言われ、とても重要な役割を果たしています。

本区としてもゲートキーパー養成講座を開催しておりますが、現状をお伺いするとともに、更なる拡充を求めますが、御見解をお伺いするとともに、今後、自殺防止対策をどのように取り組むのか、お伺いいたします。

また、白書によれば、自殺の原因は、病気の悩み（うつ病）が最も高かつたとのことです。うつ病の対策として認知行動療法が有効とされています。しかしながら、同療法についてまだ理解が進んでいないかと思います。

こうした治療法の有効性について、専門家に御協力を頼いて、周知と活用を推進してはいかがでしようか。区の見解をお伺いします。

また、教育や普及啓発として「SOSの出し方に関する教育・自殺予防教育の促進」とありますが、本区の現状はどうなのか。また、来年度に向けて、法定協議会ガイドラインの作成に取り組むべきと思想ですが、御見解をお伺いいたします。

高齢者の活躍と介護予防についてお伺いします。

人生百年時代、多くの高齢者は元気で力があります。身に付けた技術や豊かな経験を即戦力で発揮できる方が多くいます。全職種にわたりて、そんな高齢者の技術や経験を生かせる就労支援の仕組みづくりが大切であります。

シルバー人材センターで生き生きと活躍されている方もいらっしゃいますが、仕事の内容が限られている面もあります。高齢者の方が無理なく生き生きと働ける機会を増やし、それが同時に社会の発展につながると思います。

大阪府柏原市は、介護予防の一環として、働く意欲がある六十五歳

以上の高齢者の就労を後押しする事業を昨年六月から実施し、継続的な雇用創出へ成果を上げております。

この事業は、大阪府の健康・生きがい就労トライアル事業を活用したもので、就労先は人手不足が顕著な福祉施設など市内八事業所で、高齢者らは、事業説明会や就労を希望する施設の見学などの体験した後、トライアル期間として三か月間働くことができます。事業者と合意すれば、トライアル期間後も継続して就労することができます。

仕事内容は、主に施設での配膳やベッドメイキングなどで、就業時間は一日約二時間から三時間程度で、市高齢介護課の担当者は「短時間で働けることがメリット」と述べ、トライアルを終えた十五人全員が継続して仕事を続けているということです。就労という形で社会参画を促すことで、高齢者の介護予防にもつながります。

このように、無償ボランティアだけでなく、有償での「チ」就労を進めることで、介護予防につながり、高齢者の活躍を応援していくことになります。

本区としても、平成二十九年度から高齢福祉課がシルバー人材センターに委託をしている事業で、介護施設おしごとトライアルがありましたが、その実績状況はどうか、また、その中で見えてきた課題をお伺いするとともに、シルバー人材が活躍できる職種を広く拡充することを求めるが、区の見解をお伺いします。

また、介護予防の各種事業において、男性の参加が少ないという課題を聞きます。六十五歳前後で退職された男性は、先ほど申し上げたおり、元気盛んで、自身の経験や知識を生かして働き続けることを望まれています。一方で、七十五歳前後になる頃には、そろそろ仕事を少なくしていこうとする傾向を目にします。こうした男性の方々

をどのように円滑に地域の活動になじんでいただき、介護予防などの各種事業への参加を促すことができるかが重要と考えます。

介護予防という名称に抵抗がある方も多いとも聞きますが、名称なども含めて工夫をしていく必要があると考えますが、区の見解をお伺いします。

次に、介護事業者への支援、介護人材の確保についてお伺いします。介護事業者の皆様から「文京区の賃料が割高なので事業の継続が難しい」というお声を頂き、令和六年度の決算審査特別委員会で質問しました。区としては、宿舎借上げ支援事業、各種研修費の補助事業等を通して、事業者支援、介護人材確保を図っているとの答弁があり、これまでの取組に感謝します。

令和八年度の重点施策として介護人材の確保・定着促進事業が盛り込まれており、期待をしていますが、事業内容と、どのような成果を期待できるのか、お伺いします。

ケアマネジャーの皆様からお伺いするお困り事として、いわゆるシヤドーワークがあります。表面化しないが、結局ケアマネジャーが行つてお仕事です。

例え、ごみの片付けやお掃除など、本来はヘルパーに依頼するものですが、実態としてケアマネジャーが行つていることも多いとのことで、ケアマネジャーの負担になっています。また、各種手続のお手伝いなどもあります。

こうした課題等も含め、解消できるように、事業者のニーズを捉えて支援していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。区の見解をお伺いします。

次に、乳がんの早期発見・早期治療で女性とその家族を守る取組に

ついて伺います。

私の身近な方にも、乳がんを罹患され、闘つておられる方が増えていると実感しています。地域の友人、知人、我が会派の田中香澄議員もそうですし、私の妻も昨年手術をしました。

そうした方々の体験に触れたこともあり、これまでの区の取組に感謝するとともに、乳がん検診を受ける方が今後も増えて早期発見・早期治療になるよう、全力で推進したいという思いを強くしております。今年も十月に、公明党では、女性議員を中心に、ピンクリボン街頭演説会やオンライン勉強会が開催され、最新のがんデータや、がん検診の課題と有用性などについて学びました。

講演では、長年にわたり、NPO活動を通し、がんに罹患したママを支える活動をしてきた講師の乳腺専門医、山田舞先生は次のように言わせていました。「大切なお子さんのために、自分のことは後回しで本当に忙しい日々だと思いますが、どうか御自身のお胸にも気持ちを向けていただき、本当に大切な御家族のためにも、乳がん検診を受けることを忘れないでください」とあり、強く胸に響きました。

講演では、十年前は十七人から十八人に一人だったのが、現在は九人に一人と増加していること、また、この二十年で明らかに若年化が進行していること、四十代が最初のピークで、六十代から七十代がそれを上回る第二のピークになっていること、妊娠したら乳がん検診をしてほしいなどと、多くの方に聞いていただきたいメッセージがたくさんありました。

そこで、四点についてお伺いします。

一点目は、乳がんは若い人の病気という認識を改めて、三十代後半から八十代まで長期にわたり向き合つていく必要があることを周知していただきたいと思います。

二点目は、妊娠期は乳腺が発達してがんが分かりづらいので、妊活中や妊娠が分かつたときに、乳がん検診を勧奨していただきたいです。

できましたら、検診費用が自己負担となる三十代の検診者へも無償化していただきたいと思います。

三点目は、マンモグラフィの検診の後、再検査でエコー検査に発展したハイリスク者への経済的負担軽減です。おおよそ千円超掛かる費用を無償にしていただきたいです。マンモグラフィで見付けにくい高濃度乳腺の方には、マンモグラフィとエコーの併用で発見率を上げることが分かっていますので、是非一歩踏み込んで支援をしていただきたいと思います。

四点目は、乳がんについての教育の充実です。年に一度の検診以上に大切な検診が、自己検診と言われています。ひきつれ、ただれ、くぼみ、しこり、見るポイントや触るポイントを具体的に知る機会を増やすことが重要と考えます。

自身の体に关心を持ち、日頃からの体の変化を察知する力、予防医学の観点で、これほど重要な行動はないと言われています。是非、中学校、高校、大学生、多くの女性に周知・啓発をしていただきたいと思います。

以上の点について、区の取組を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。区の見解をお伺いします。

文京区が先駆けとなつて取り組み、女性とその家族の健康とウェルビーイングにつながる取組を拡充していただきたいと思います。

次に、災害対策についてお伺いします。

初めに、災害時の福祉サービスの提供についてお伺いします。

昨年一月の能登半島地震では、様々な理由で在宅や車中泊で避難生活を送る人も多く、災害関連死に至ることもあり、どのように予防を

すべきか、課題となりました。

その課題解決に向けて、本年六月、災害対策基本法等が一部改正され、災害時の福祉サービスの提供が明記されました。これにより、介護福祉士や社会福祉士などによる高齢者等の体調確認や相談支援の活動範囲が広がり、在宅や車中泊の避難者にも必要なケアが届けられるようになりました。

法的な裏付けができたことで、災害時の福祉活動に対する公的な支援や財源の拡充が期待できるほか、平時から関係団体との準備が進めやすくなります。

東京都と連携を図り、準備を進めていただきたいと思いますが、区の見解をお伺いします。

東京都では、昨年度、東京トイレ防災マスター・プランを策定し、市区町村での災害時のトイレ確保・管理計画の策定への指針が示され、本区においても、令和八年度の重点施策として「災害時におけるトイレ対策の充実」とされ、計画策定に取り組むことを評価します。

地域の皆様からも、長年「災害時のトイレが心配だ」とのお声を頂いており、今回の計画策定によって、安心と自助・共助につながるものにしていただきたいと思います。

都の指針の中で特に気になるのは、災害時のトイレ確保方針にある、災害時のトイレの確保に際し、マンホールトイレをはじめとする発災時に有効で、質の高い災害用トイレの整備に努めるとともに、周辺の照明など防犯面に配慮したトイレ周辺環境の整備、下水道・接続部等の耐震化、水洗用水の確保方針などについて整理しておくこととあります。

また、自助・共助の取組の普及啓発方針については、特に住民の皆様の御協力が必要となり、事前の準備も必要となります。

実効性の高い、そして区民の安心につながる計画にするべく、区としてどのように計画策定に取り組むのか、お伺いします。

最後に、ごみ集積所の維持管理と美化活動についてお伺いします。

今年度、文京区一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを行います。

現在の計画においては、適正処理の推進として、適正な収集体制の維持、適正排出の推進の具体的な取組が明記されております。

これまでも、清掃事務所の職員の皆様の御尽力で、地域のごみ集積所の維持管理に支援等を行つていただきしたこと、感謝申し上げます。

一方で、担い手の高齢化などにより集積場の維持管理が難しくなっている上、ごみ出しルールの理解と協力が十分ではない現状があります。結果、ごみが散乱して不衛生な状態になつたり、数日間ごみが放置されたままになつている状況も目にします。

特に、ごみ集積所を備えていない小規模アパートなどに転入された住民においては、大家や不動産管理会社からの周知が届いていない場合が多く、また、そうした住民から集積所の維持管理の協力もないままであることがあり、トラブルの要因になつてていると考えます。本来であれば、こうした集積所の維持管理に協力をしていくべきですが、そうした理解はされていないことが多いと思います。

まず、ごみの集積所の維持管理は地域住民のボランティアで行われていることをしっかりと周知を行い、ごみを出す人は当番を担うべきであること、広く周知をするべきと考えます。区の見解をお伺いします。

また、多角的な視点から、きれいなまちづくりを目指す条例を定めている自治体もあります。

例えば、群馬県富岡市の条例では、ごみ等のポイ捨て、たばこの吸

い殻、放置自転車、落書き、空き地等の雑草、そしてごみ集積所でのルール違反のごみ出しなどについて、禁止事項や規定を定めて、違反の場合は、指導や勧告、措置命令、立入調査、過料を科すとしています。

また、一方で、環境美化推進員の募集をして選任をしたり、美化活動への支援を行い、特に貢献の大きい市民や団体には顕彰を行うなど、積極的な美化活動を推進しています。

本区でも、こうした条例制定をして、区民の美化活動への意識向上、きれいなまちづくりを推進してはどうかと思いますが、区の見解をお伺いします。

以上で質問を終わります。

御清聴誠にありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 宮本議員の御質問にお答えします。

最初に、物価高騰対策に関する御質問にお答えします。

まず、生活応援につながる施策についてのお尋ねですが、今般の生活必需品やエネルギー価格等の上昇は、区民生活や地域経済に大きな影響を及ぼし、取り組むべき喫緊の課題と認識しております。

そのため、七年度当初予算においては、定額減税補足給付金や介護保険サービス及び障害福祉サービス事業者等に対する光熱費補助の実施に係る予算などを計上し、その対応に取り組んできたところです。

また、今般の国における総合経済対策では、電気・ガス料金の負担軽減策や子育て世帯に対する支援策及び重点支援地方交付金の拡充などが閣議決定されており、今後、これらを踏まえた補正予算案が編成

され、国において審議される見込みとなつております。

本区においても、こうした動向を注視しつつ、区民の暮らしが地域経済を守る取組について、スピード感を持って推進してまいります。

次に、文京区共通デジタル商品券事業についてのお尋ねですが、文京区商店街連合会からの報告では、第一弾、第二弾を合わせた購入口数は、十一月二十日時点で約六万九千口、総口数に対する購入率は約八五%となつております。

本年度においては、専用コールセンターの設置に加えて、個別相談窓口の開設等により、利用者向けのサポートを行つてまいりました。一方で、事業の認知度や対象店舗情報の周知方法等、新たな課題も認識しているところです。

来年度のデジタル商品券発行事業の実施内容については、実施主体である商店街連合会と協議の上、店舗と利用者双方がより参加しやすい商店街振興施策となるよう、検討を進めてまいります。

次に、がんばるお店応援キヤンペーンについてのお尋ねですが、原材料費やエネルギー価格等の物価高騰の影響を鑑み、令和八年度重点施策として、引き続き文京ソコヂカラがんばるお店応援キヤンペーンの実施を予定しております。

本年度は、対象のキヤンペーン期間を昨年度より一ヶ月延長し、障害のある方への合理的配慮に係る経費も補助対象にするなど、区内店舗の魅力創出及び利用促進を図つたところです。

現時点では、来年度における実施期間の拡大や補助額の拡充は考えておりませんが、引き続き、区内店舗の利用促進に資する施策となるよう検討してまいります。

次に、中小企業支援についてのお尋ねですが、原材料費や労務費等

が上昇する中では、企業間の円滑な価格転嫁を促進することに加え、生産性の向上や経営基盤を強化し、賃上げの原資を確保できるよう支援することが重要と認識しております。

価格転嫁の促進には、各種経営相談により助言を行うとともに、持続可能性向上支援補助や各種認証取得費等補助、各種セミナーの実施等により、生産性の向上及び経営基盤強化に努め、価格交渉力の強化を図つてまいります。

また、企業の賃上げに係る支援については、令和八年度重点施策として、先端設備等の導入経費の一部補助を行う持続可能性向上支援補助において、補助件数の拡充に加え、申請企業が従業員の給与総額を三%以上増加させる表明を行つた場合、補助率と補助上限額の引上げを実施してまいります。

これらの取組により、引き続き、企業の経営基盤を強化し、賃金と物価の好循環につながる持続的な成長を支援してまいります。

次に、住宅確保支援に関する御質問にお答えします。

まず、アフオーダブル住宅についてのお尋ねですが、都が民間活力を活用し、子育て世帯等が住みやすいアフオーダブル住宅の供給に取り組んでいることは承知しております。

区は、住宅マスタープランに基づき、多様な世帯が安心して暮らせるための取組を進めているところです。

また、都のアフオーダブル住宅やコレクティブハウス等、多様な住まい方の情報を提供するなどして、住まいの選択肢を充実させてまいります。

次に、高齢者の住宅支援についてのお尋ねですが、文京すまいるプロジェクトでは、すまいる住宅登録事業や居住支援セミナー等を通じた住まいの確保、移転費用等の助成及びすみかえサポート事業を実施

し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して居住できるよう、幅広い支援を行っております。

また、貸主の不安に対しても、あんしん居住制度助成やライフサポートアドバイザー事業等を実施しております。

さらに、新たな試みとして、来月、居住支援協議会の下、ワーキンググループを設置し、居住支援法人との連携体制の構築に取り組んでまいります。

引き続き、住宅セーフティネット法の一部改正の趣旨を踏まえ、高齢者の住宅支援の更なる充実を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心し自立した生活が継続できるように努めてまいります。

次に、発達障害等の子どもへの支援に関する御質問にお答えします。

まず、五歳児健診についてのお尋ねですが、来年度中の実施に向けて準備を進めている五歳児健診は、保護者と保育者を対象に調査票を用いて実施する一次健診と、一次健診の結果、課題がある場合及び保護者が希望する場合に実施する二次健診を予定しております。

二次健診については、小児科医師、保健師、心理職を始めとした多職種を配置して、集団会場で問診、身体計測、行動観察や診察等を実施する予定です。

二次健診後は、多職種によって評価するとともに、支援を検討し、継続的な心理相談や経過観察を行い、必要に応じて専門医療機関の受診につなげるなど、子どもの特性に合わせた支援を実施してまいります。

次に、発達障害の疑いがある子どもたちへの支援等についてのお尋ねですが、乳幼児健診等で発達障害の疑いがあるとされた場合には、心理相談や専門医師による発達健診での経過観察等により、保護者の相談に対応しております。

個々の特性や養育状況に応じて、子育て支援や障害福祉サービスの利用についても案内し、教育センター、通園している保育園等や医療機関等と連携し、適切な支援につなげているところです。

また、発達障害の疑いがある子どもたちが適切な支援や配慮を受けるためには、障害についての理解を深めていくことも重要であり、今後とも、講演会の開催や心のサポートセンター養成講座等を活用し、周知・啓発に努めてまいります。

なお、発達障害の診断に至らないものの、将来の進路等で不安を抱く方の支援体制については、先行事例や大学での取組等を研究してまいります。

次に、子どもの自殺対策等に関する御質問にお答えします。

まず、自殺対策についてのお尋ねですが、区は、自殺対策計画において、人材育成を四つの柱の一つとしており、ゲートキーパー養成講座を実施しております。本年度は、区職員向け二回、区民向け二回、地域の支援者向け一回を開催し、計百六十五人が受講しました。

特に、区民の相談や多様な分野における支援に直接関わる区職員が、自殺対策に関する理解を深め、適切な支援につなぐことが重要であることから、全ての部署に講座を受講した職員がいるとする自殺対策計画の目標達成に向けて取り組んでまいります。

また、講演会の開催や相談窓口に関するリーフレットの配布、自殺対策強化期間における街頭キャンペーン等による周知・啓発に加え、区内大学との連携による取組も進めております。

さらに、自殺対策委員会、文京区自殺対策推進会議を開催し、関係機関の連携体制の強化を図っているところです。

今後とも、これらの取組を通じて、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策を推進してまいります。

次に、うつ対策についてのお尋ねですが、うつ対策については、医療機関でのカウンセリングや治療だけでなく、認知行動療法が有効であり、ストレスから離れるための環境調整や規則正しい生活も重要です。

区では、専門家による今日から始める認知行動療法や睡眠力アップ講座等の講演会を実施しております。

今後とも、認知行動療法の周知や、心のサポートー養成講座の開催等に取り組み、うつ対策を推進してまいります。

次に、法定協議会ガイドラインについてのお尋ねですが、自殺対策基本法の一部改正により、子どもの自殺防止等についての情報交換及び必要な対処等の措置を協議する場として、学校を始めとした関係機関で構成される協議会を区に設置することができるとされました。

今後、国から協議会の運営に係るガイドラインが示される予定であり、区として、設置に向けて、引き続き動向を注視してまいります。

次に、高齢者の活躍等に関する御質問にお答えします。

まず、介護施設ワークサポート事業についてのお尋ねですが、昨年度は、二十三人が介護施設おしごとトライアルを受講し、そのうち十人がシルバー人材センターの介護施設お助け隊として、施設での継続的な就業につながっております。

一方、早朝の補助業務など、施設から求められる業務内容が拡大しております、高齢者の就業ニーズとの乖離などが課題と認識しております。

今後とも、シルバー人材センターと連携し、高齢者の様々なニーズに応じた就業機会の拡大に努めてまいります。

次に、介護予防事業への男性の参加についてのお尋ねですが、介護予防事業においては、男性の参加促進は重要な課題であると認識しております。

これまで、区で実施しているシニアのためのフィットネス教室やパワーアップマシン教室等については、男性の申込割合が高い傾向にあります。

また、先月開催した、男性の更年期などについて学ぶ男のメンテナンス塾では、テーマ選定の工夫や対象者の明確化により、多くの男性から好評を頂く事業となりました。

これらの実績を踏まえ、参加者のニーズを的確に捉えた参加しやすい介護予防事業となるよう、更に工夫を重ねてまいります。

次に、介護事業者支援等についての御質問にお答えします。
介護人材の確保・定着促進事業については、職場環境改善及び生産性向上支援として、ケアプランデータ連携システム活用促進事業を予定しております。

居宅サービス事業所におけるシステム導入・活用を促進し、伴走支援を実施することで、事業者の経費削減、事務作業の負担軽減等の効果により、経営改善や人材定着につながり、安定的なサービス提供が維持されるものと考えております。

引き続き、介護サービスが安定的に提供されるよう、各種支援の継続実施及び拡充に努めてまいります。

また、ケアマネジャーへの支援については、介護支援専門員等研修費用補助事業の拡充を行うなど、経済的負担の軽減に取り組んでいるところです。

なお、法定外業務については、国において、ケアマネジメント業務に注力するための検討がなされており、区としても、引き続き、区内のケアマネジャー等との意見交換を進め、支援の在り方について検討してまいります。

次に、乳がんについての御質問にお答えします。

日本人女性のがん罹患率で一位の乳がんは、三十代から増加し、四十代後半に最初のピークがあり、セルフチェックや検診による早期発見と早期治療が重要です。

区では、これまでも、ピンクリボン月間での自己検診グローブの配布や、早期発見するための全年齢にわたるブレスト・アウエアネスの周知を始め、イベントでのパネル展示、乳がんモデル触診体験、大学文化祭へのブース出展等を毎年実施して周知啓発を図っております。

また、二十歳の全区民に小冊子を配布し、乳がんについては、三十代から気を付けることを呼び掛けております。

さらに、区立中学校においては、乳がんを始めとしたがんについての正しい知識や健康と命の大切さを学ぶために、地域の医療機関と連携し、外部講師を活用した授業を実施しております。

区は、国の指針に基づき、対策型検診として、死亡率減少効果が認められた検診を実施していることから、三十代や妊娠時の乳がん検診費用の助成は考えておりません。

また、マンモグラフィ検診で要精密となつた方の超音波検査の費用助成についても、現時点では考えておりませんが、今後の研究の進展や国の動向を注視してまいります。

次に、災害対策に関する御質問にお答えします。

まず、災害時の福祉サービスの提供についてのお尋ねですが、大規模災害が発生した場合、避難所等において、普段と異なる環境での生活となることから、高齢者・障害者・子ども・妊産婦等の要配慮者を中心に、福祉的支援のニーズが増大すると認識しております。

このような災害時の応急業務については、本区では災害時受援応援計画を策定し、備えるとともに、都では、東京都災害派遣福祉チーム（東京DWAT）の体制を整えています。

災害対策基本法等の一部改正において、在宅、車中泊の要配慮者も含め、より迅速かつ効果的に福祉的支援が行えるよう規定されたため、平時から包括的な支援体制と防災分野との連携を調整し、必要な支援が確実に届けられるよう努めてまいります。

次に、災害時トイレ確保・管理計画の策定についてのお尋ねですが、大規模災害時のトイレの確保は、被災者の命と健康を守る上で、重要な課題と捉えております。

本区では、これまでも災害時のトイレ対策を推進してまいりましたが、昨年度に策定された東京トイレ防災マスタープランに基づき、今後、災害時トイレ確保・管理計画を策定してまいります。

計画の策定に当たっては、災害用トイレの備蓄・整備状況を確認するとともに、避難所避難者や在宅避難者等、避難者別の需要数を算定し、都が示す方針や、現在改訂を進めている避難所運営ガイドラインとの整合性を図りながら、災害用トイレの確保方策や管理の考え方を検討してまいります。

あわせて、各家庭での携帯トイレ等の備蓄の啓発や民間事業者との連携、避難所等における災害用トイレの設置訓練等、自助・共助・公助に対する具体的な取組についても検討し、効果的な計画の策定に努めてまいります。

最後に、ごみ集積所等に関する御質問にお答えします。

まず、ごみ集積所の維持管理についてのお尋ねですが、議員御指摘のとおり、ごみ集積所は地域の方々に管理していただいており、区民の皆様の御協力により衛生的な環境が維持されているものと捉えております。

区では、住民の生活スタイルの多様化や外国人住民の増加、地域の担い手の高齢化などにより、集積所の管理が難しくなっている状況を

把握しております。

管理の行き届いていない集積所については、清掃事務所のふれあい指導班が適正排出の指導等を行つてしているところです。

引き続き、指導を継続するとともに、区報や区ホームページ等を通じて、集積所の維持管理に理解を深めていただけるよう周知してまいります。

次に、美化活動についてのお尋ねですが、本区では、廃棄物の適正処理等により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、平成十一年に文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例を制定しております。

区内に、廃棄物を適切に分別し、適正に集積所に排出するなど、一般廃棄物処理基本計画に従うことを義務付けており、集積所を常に清潔に保つよう促しているところです。

このほか、公共の場所におけるポイ捨てや放置自転車についても条例を制定しており、区内の皆様には、周辺環境や生活環境への配慮を求めております。

こうしたことから、現時点で地域美化の総括的な条例を制定する考えはございませんが、現行の条例を適切に運用しながら、引き続き、地域美化活動の推進を図つてまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）

丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、教育に係る費用の支援についてのお尋ねですが、昨今の物価高騰により、各家庭における教育に係る費用の負担軽減は一層重要

になつていると認識しております。

本区としても、限られた財源の中で最大限の効果が得られる支援策を検討してまいります。

次に、特別な配慮を要する子どもたちへの適切な配慮や支援についてのお尋ねですが、現在、区では、教育センター総合相談室において、発達上の特性などにより、困り感のある子どもに関する相談に対し、個々の状況に応じた発達支援や心理的援助を行つております。

また、保育園、幼稚園、小・中学校などの集団生活の場に心理士や作業療法士等の専門職を派遣し、職員や教員に対して実践的な助言を行つております。

子どもたちがそれぞれの特性に合つた支援に適時適切につながることは重要であると考えており、引き続き、府内及び関係機関との更なる連携強化に努めてまいります。

次に、発達障害を含め、特別な配慮を要する子どもたちの進路に関する支援についてのお尋ねですが、区立小・中学校各校においては、児童・生徒一人一人の希望や障害特性、発達段階を踏まえ、教員が適切に進路指導を行つております。

また、中学生の保護者に対しては、進学先となる学校の合同説明会等、都が行う事業の周知を行つてているところです。

さらに、発達の特性により、不登校や登校しぶりの状態にある児童・生徒及びその保護者には、教育センターにおいて、進学の選択肢や準備等について学べる機会を提供しております。

子どもたちが、将来に向けて自分の進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すことができるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、不登校児童・生徒の学びの保障に向けた支援と計画の策定についてのお尋ねですが、本区では、これまで、国が示す不登校対策で

あるCOCOLOプランに基づき、「チーム学校」による支援や多様な学びの場の充実、保護者支援などの取組を着実に進めてまいりました。

誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組は重要であり、当面は、現在進めている支援の充実に努めてまいります。

なお、計画の策定については、他自治体の取組や本区の状況を見極めつつ、必要に応じて柔軟に検討してまいります。

次に、学びの多様化学校の設置についてのお尋ねですが、学びの多様化学校は、学校教育法に基づく学校として、柔軟な教育課程を編成することが可能であり、計画的かつ確実な学力保障により、一定程度の教育水準を保つことができると言えます。

しかしながら、学びの多様化学校の設置については、文部科学省の定める学校設置基準に基づく施設整備が必要になることなど、様々な課題があるため、現時点では設置は困難と考えております。

なお、今後の不登校施策につきましては、現在行っている施策の一層の充実を図ってまいります。

最後に、自殺予防・SOSの出し方に関する教育についてのお尋ねですが、教育現場においては、子どもたちが不安やストレスを抱えている現状を認識し、公立小・中学校では、都教育委員会作成の「SOSの出し方に関する教育」のDVD教材を活用して、各学校の実態に応じた授業を実施しております。

また、不安や悩みを抱えたときに助けを求める大切さや、その方法について理解できるよう、相談窓口や連絡先一覧を配付しております。

今後も、子どもたちが不安やストレスを感じたときに身近な大人に相談できるような環境を整えてまいります。

〔宮本伸一議員「議長、十三番」と発言を求む。〕
○議長（市村やすとし）　自席からの発言、お許しください。
○宮本伸一議員　　自席からの発言、お許しください。

区長、教育長、丁寧な御答弁、大変にありがとうございました。
また具体的な議論を各委員会で深めさせていただきたいと思います
ので、引き続きよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○議長（市村やすとし）　以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、十一月二十八日午後二時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十分解散会